

# 川崎町第2期地域福祉計画



令和4年3月

川崎町

## はじめに



近年、少子高齢化が進み、ひとり暮らし高齢者や核家族の増加など家族関係の変化とともに、町民の福祉ニーズは複雑多様化しております。こうした状況の中、老老介護・8050問題・孤独死・自殺や虐待・生活困窮者の増加が深刻化し社会問題となってきております。

当町においても、地域コミュニティが希薄化の傾向にあり、町民一人ひとりがお互いに助け合いながら、誰もが安心して

生活できる地域福祉体制を構築していくため、行政が法令に基づいて行うサービスだけではなく、住民・福祉関係団体・社会福祉協議会・医療機関・行政等が、助け合い・支え合いの取り組みを互いに協力して行い、幸せな生活を“地域”全体で推進していく『地域福祉』が重要となります。

こうした社会的な背景を踏まえて、このたび川崎町の地域福祉の向上のために「誰もが輝き、互いに支え合い、安心して生活できるまちづくり」を基本理念とした「川崎町第2期地域福祉計画」を策定いたしました。

この基本理念は、町民一人ひとりが主体となる活動の「自助」、近所の助け合いやボランティア・社会福祉法人やNPO法人等の民間団体などを含めた地域での支え合いの「共助・互助」、行政による公的支援の「公助」との均衡を図り、これら「4つの助」のつながりこそが、誰もが住み慣れた地域での安心した暮らしの形成の鍵です。

本計画の推進にあたりましては、町民の皆様をはじめ、社会福祉協議会などの関係団体と行政とが協働・連携していくことが大変重要となりますので、今後とも一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました町民の皆様及び関係団体、川崎町第2期地域福祉計画策定員会委員の皆様、関係各位に対しまして心から御礼申し上げます。

令和4年3月

川崎町長 小山修作

# 目次

第1章	計画の策定にあたって	1
1.	地域福祉計画について	1
2.	計画策定の趣旨と位置づけについて	4
第2章	川崎町の現状と課題	6
1.	統計からみえる現状	6
2.	町民アンケート調査結果	15
3.	団体アンケート調査結果	28
4.	前回計画の評価・検証結果	31
5.	川崎町の地域福祉に関わる主な課題	34
第3章	本計画のめざすもの	35
1.	基本理念	35
2.	基本目標	36
3.	計画体系	37
4.	重点施策	38
第4章	施策の展開	39
	基本目標1 地域の福祉活動が高まる仕組みづくり	39
	基本目標2 地域の福祉活動を担う人づくり	45
	基本目標3 安全・安心な暮らしを支える地域づくり	51
第5章	成果指標の設定	57
第6章	計画の推進	58
1.	協働による計画の推進	58
2.	評価・進捗管理	60
資料編		61
1.	川崎町第2期地域福祉計画策定委員会設置要綱	61
2.	川崎町第2期地域福祉計画策定委員会委員名簿	63
3.	川崎町第2期地域福祉計画策定の経過	64

# 第1章 計画の策定にあたって



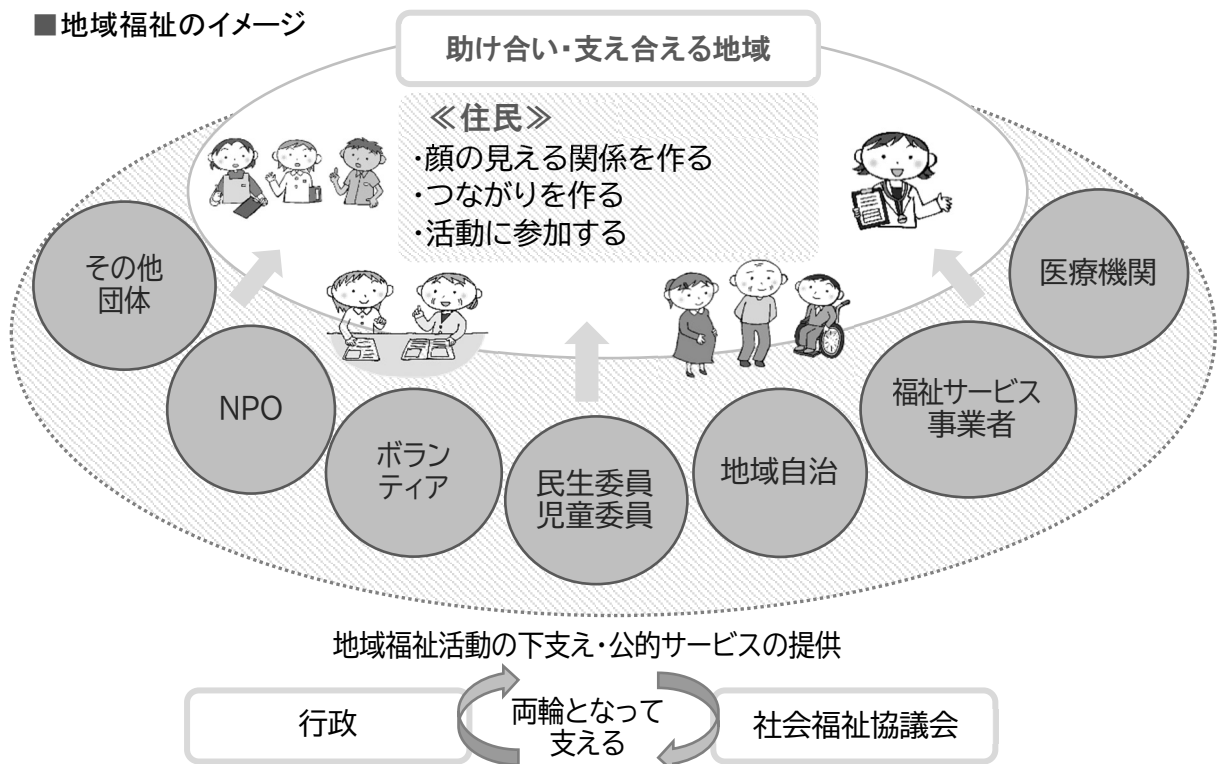
## 1. 地域福祉計画について

### (1) 地域福祉とは

- 「福祉」とは、誰もが平等に受けることができる“幸せ”のことであり、全ての人々が自分らしい生き方を実現するため、歳をとっても、障がいがあっても、人が人としての生活を豊かに発展させようという思い、幸せに生きていきたいという思い、これら全ての“幸せ”を実現するため推進していくことが「福祉」となります。
- 近年では少子高齢化や核家族化により、独居高齢者世帯の増加、老老介護、8050問題等のほか、孤立死、虐待、DV等が大きな社会問題となっています。これらの要因から福祉に対するニーズが多様化しています。今後、一人ひとりの福祉ニーズに対応し、幸せな生活を実現していくためには、身の回りで起きる課題を自分や家族だけで解決する（自助）や公的なサービス（公助）だけでなく、地域住民によるボランティア活動や地域活動（互助）のほか、福祉関係団体や医療機関等によって制度化された地域ぐるみの助け合いや支え合い（共助）が必要となっています。

「誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、住民・福祉関係団体・社会福祉協議会・医療機関・行政等が、助け合い・支え合いの取り組みを互いに協力して行い、幸せな生活を“地域”全体で推進していくこと」が『地域福祉』となります。

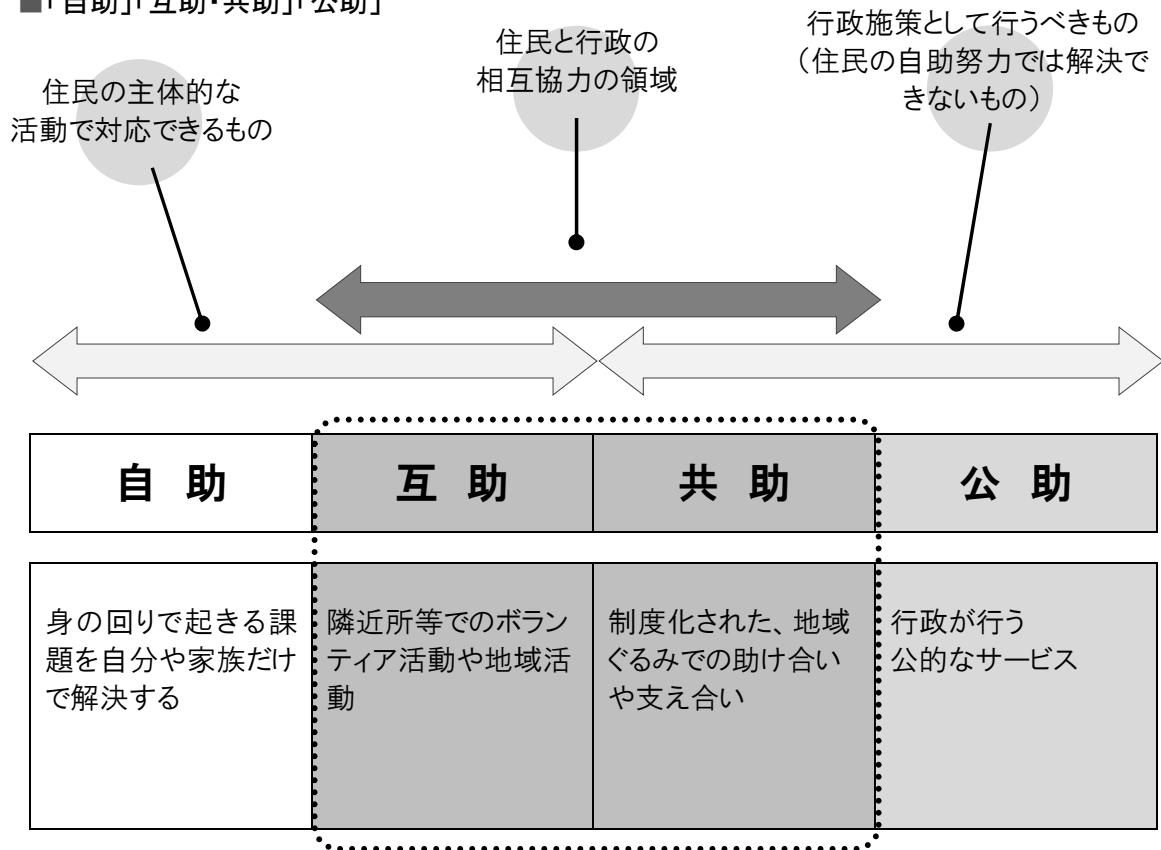
#### ■ 地域福祉のイメージ



## (2)「自助」「互助・共助」「公助」の考え方

○地域福祉を推進するためには、住民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政等が、それぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる関係を作ることが必要となり、「自助」・「互助・共助」・「公助」の視点が重要となります。高齢者になっても自立した生活を継続し、住み慣れた地域で暮らしていくためには、行政だけでなく、それぞれの協力・助け合いが必要となります。

### ■「自助」「互助・共助」「公助」



### 支え合いの取り組みを地域で協力して行う

たとえば・・・

日頃のあいさつや  
見守り

地域活動への参加  
地域での交流

地域での  
ちょっとした手助け

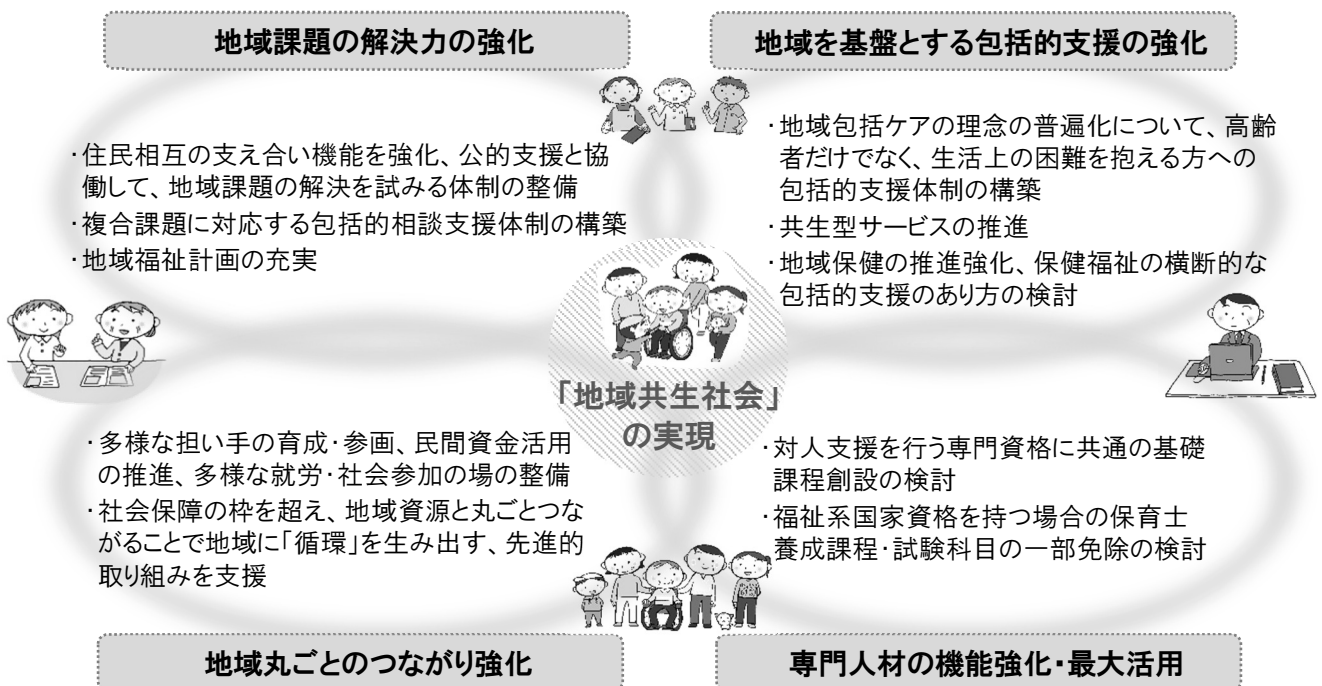


### (3)地域共生社会の実現に向けて

地域共生社会とは、社会情勢の変化に伴い、福祉ニーズが多様化・複雑化してきたことで、従来の『縦割り』による公的支援の仕組みではケアしきれないケースに対応するため、『縦割り』の分野ごとの課題解決に取り組んでいた従来の方針から、個人や世帯が抱える課題に包括的に『丸ごと』支援する地域社会を作っていくため、地域住民や関係団体等が主体となって、新たな地域のつながりを作っていこうとするものです。

今後の福祉のあり方として、困りごとを既存の制度に当てはめていくのではなく、困りごとを抱えた一人ひとりの生きていく過程に寄り添った支援を行うことが重要となっています。地域共生社会の実現を目指すための改革工程として、「地域課題の解決力の強化」、「地域丸ごとのつながりの強化」、「地域を基盤とする包括的支援の強化」、「専門人材の機能強化・最大活用」の骨格が示され、以下のような取り組み等が実施されてきました。

#### ■国が目指す「地域共生社会」の実現に向けた改革の骨格



資料：平成 29 年 2 月 7 日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を参考に作成

## 2.

# 計画策定の趣旨と位置づけについて

## (1) 策定の趣旨

川崎町においては、国や県の動向も踏まえ、社会情勢の変化による新たな地域課題に取り組むために、「川崎町地域福祉計画」を策定し、平成 29 年度から令和 3 年度にかけて、多くの町民や団体が主体的に福祉活動に取り組み、互いに助け合い、支え合える福祉のまちづくりを推進してきました。

しかしながら、川崎町においても人口は年々減少傾向にある一方で、令和 2 年度の高齢化率は 37.8%と約 3 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者という超高齢社会となっています。

そこで、令和 3 年度を目標年度とする「第 1 期計画」が期間満了となるとともに、社会保障制度全体も大きな転機を迎えていること等から、「第 1 期計画」の見直しと実状把握を基に、地域特性を踏まえた地域福祉の推進を総合的かつ計画的に進めていくための基本指針として、これまで行ってきた福祉のまちづくりとしての継続性の観点から、この「川崎町第 2 期地域福祉計画（以下「本計画」とする。）」を策定するものです。

## (2) 計画の法的根拠

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づき市町村が策定する市町村地域福祉計画であり、川崎町における地域福祉の基本的な方向性や理念を定めるものです。

### ■ 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)(抄)

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

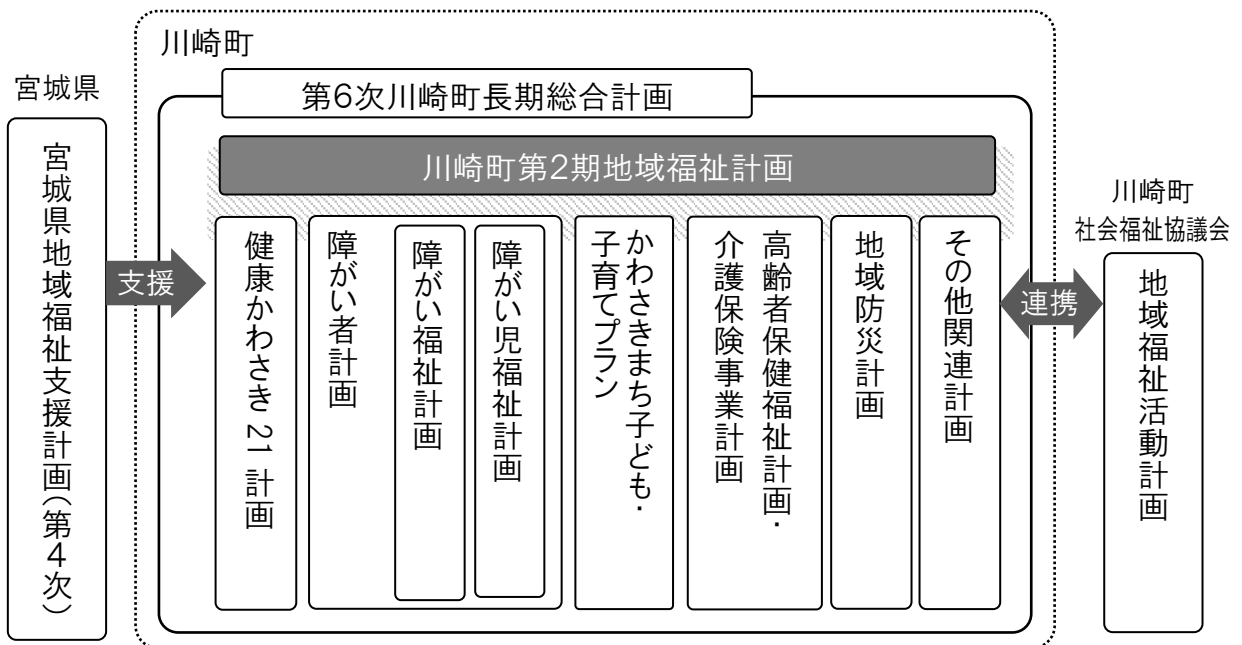
- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

### (3) 計画の期間

本計画は、令和4～8年度までの5か年を計画期間とします。社会状況の変化等必要に応じて、適宜見直しを行うものとします。

H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
川崎町 第1期地域福祉計画					川崎町 第2期地域福祉計画				

### (4) 各種計画との関係性



	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
長期総合計画	第5次計画		第6次前期計画					第6次後期		
健康かわさき21計画	第2期		第3期							
障がい者計画	第3期		第4期					第5期		
障がい福祉計画	第5期		第6期		第7期					
障がい児福祉計画	第1期		第2期		第3期					
かわさきまち子ども・子育てプラン			第2期			第3期				
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第7期		第8期		第9期					



# 第2章 川崎町の現状と課題

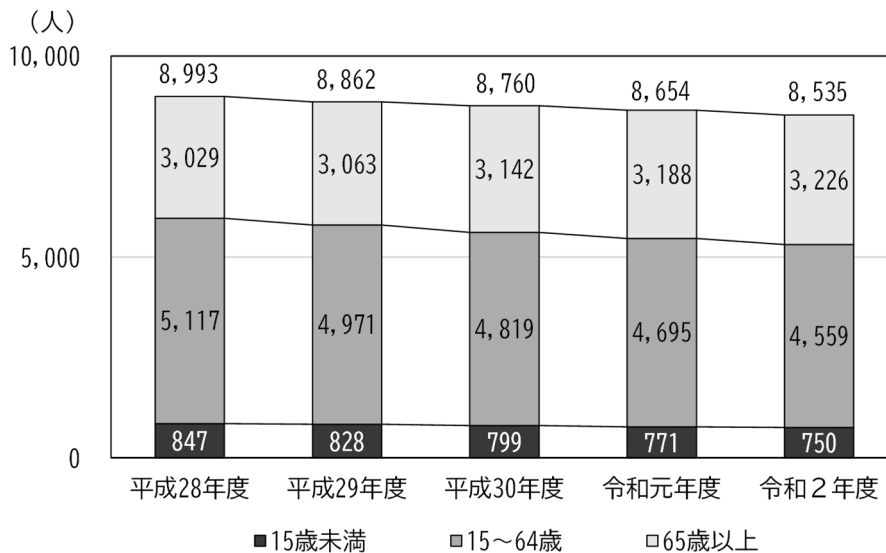


## 1. 統計からみえる現状

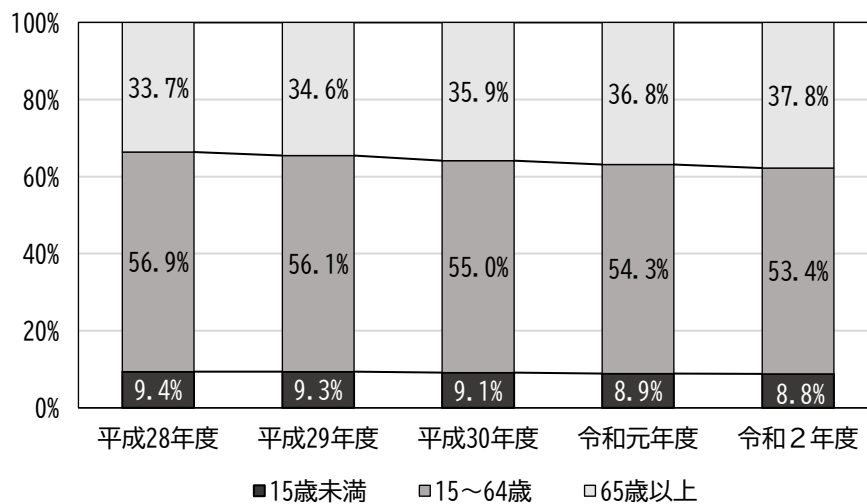
### (1) 総人口・年齢構成別人口の推移

総人口の推移についてみると、減少傾向が続いており、平成28年度から令和2年度にかけて、458人減少しています。また、年齢3区分別の人口割合をみると、15歳未満及び15～64歳は減少傾向となっていますが、65歳以上は増加傾向となっており、約3人に1人が高齢者となっています。

#### ■ 総人口及び年齢3区分別人口の推移



#### ■ 年齢3区分別人口割合の推移

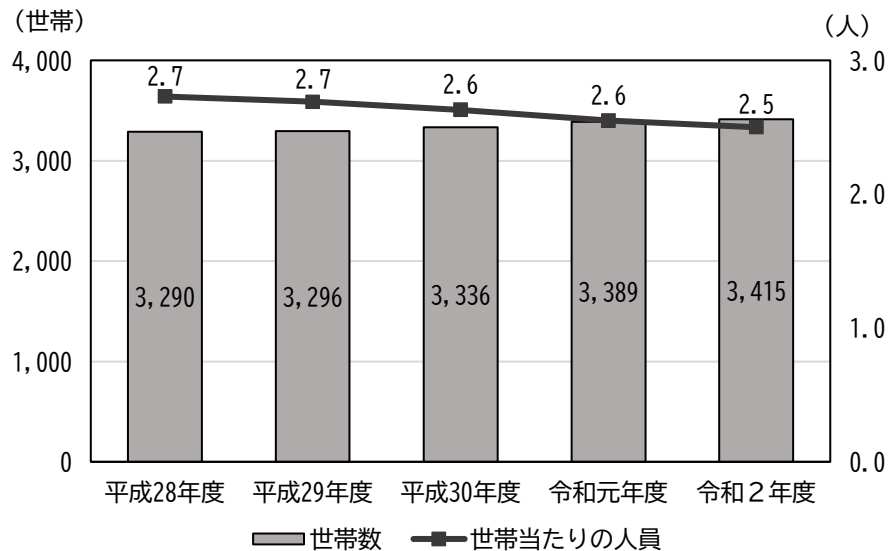


資料：町民生活課(各年度3月31日現在)

## (2)世帯数の推移

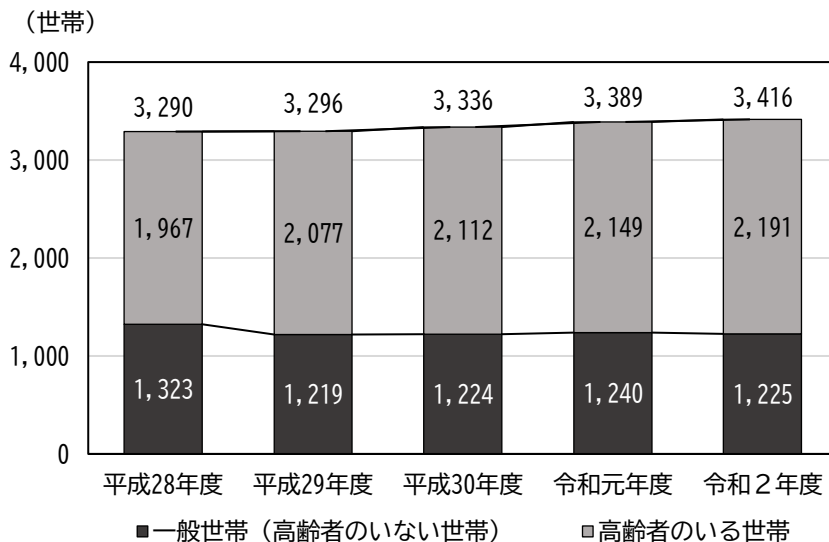
世帯数の推移についてみると、世帯数は増加していますが、世帯当たりの人員が減少しているため、世帯規模の縮小がみられます。また、一般世帯（高齢者のいない世帯）は平成28年度から令和2年度にかけて98世帯減少していますが、高齢者のいる世帯は224世帯増加しています。

### ■世帯数及び世帯当たりの人員の推移



資料：町民生活課(各年度3月31日現在)

### ■一般世帯及び高齢者のいる世帯の推移

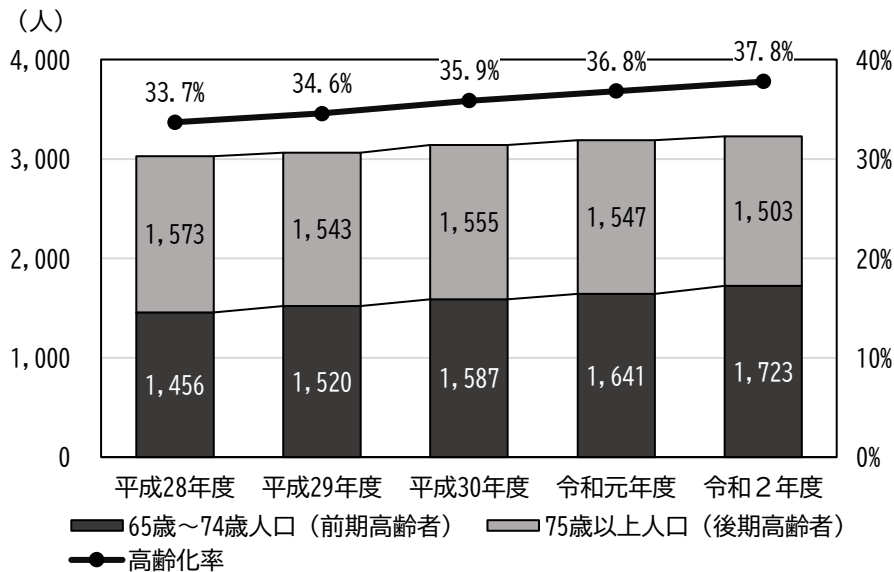


資料：保健福祉課(各年度3月31日現在)

### (3) 高齢者人口と高齢者世帯数の推移

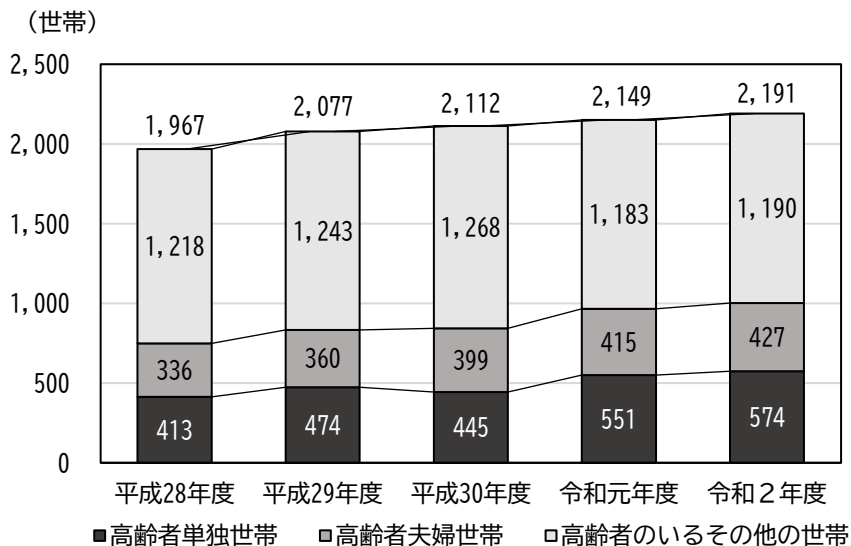
高齢者人口と世帯数の推移についてみると、前期高齢者の人口が増加傾向となっており、高齢化率は平成28年度から令和2年度にかけて4.1%増加しています。また、各高齢者世帯では、平成28年度から令和2年度にかけて単独世帯で161世帯、夫婦世帯で91世帯増加しています。

#### ■ 高齢者人口と高齢化率の推移



資料: 町民生活課(各年度3月31日現在)

#### ■ 各高齢者世帯の推移

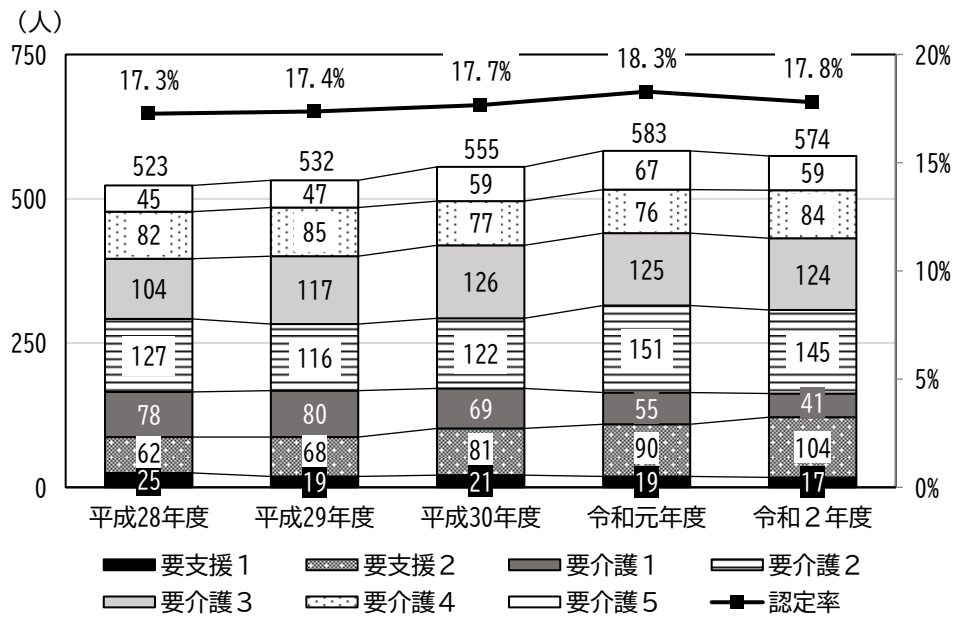


資料: 保健福祉課(各年度3月31日現在)

## (4)要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数の推移についてみると、令和元年度までは増加傾向にありましたが、令和2年度には減少に転じました。介護度別では、平成28年度から令和2年度にかけて要介護1が減少傾向にあり、要支援2が増加傾向にあります。

### ■要支援・要介護認定者数及び認定率の推移



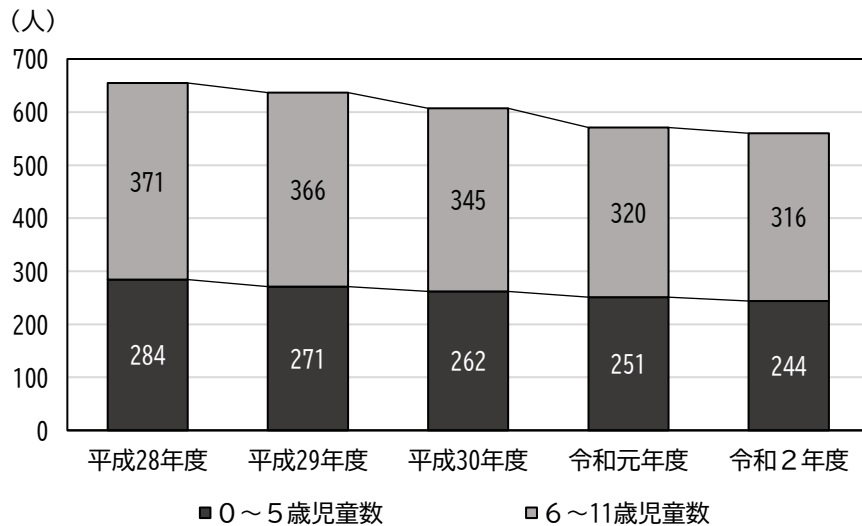
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
高齢者人口	3,029	3,063	3,142	3,188	3,226
認定者数	523	532	555	583	574
要支援1	25	19	21	19	17
要支援2	62	68	81	90	104
要介護1	78	80	69	55	41
要介護2	127	116	122	151	145
要介護3	104	117	126	125	124
要介護4	82	85	77	76	84
要介護5	45	47	59	67	59
認定率 (%)	17.3%	17.4%	17.7%	18.3%	17.8%

資料:保健福祉課(各年度3月31日現在)

## (5) 児童人口と放課後児童健全育成事業の推移

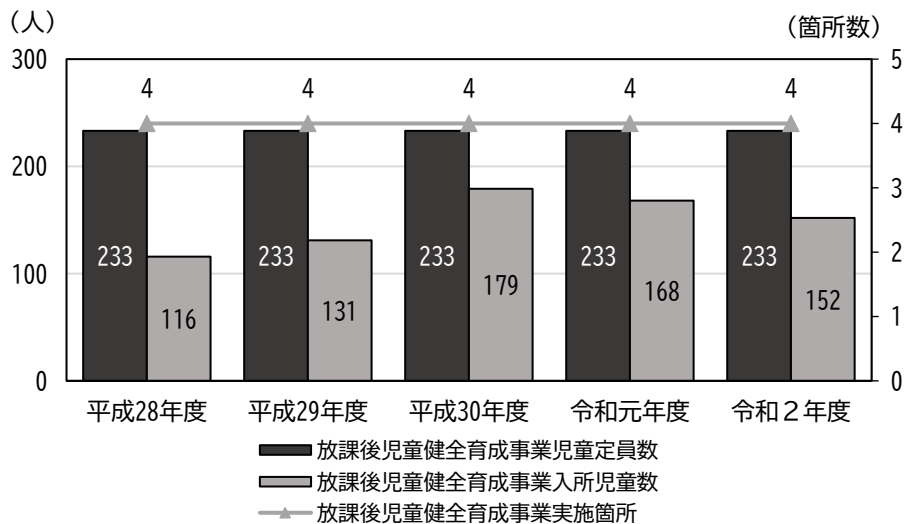
児童人口と放課後児童健全育成事業の推移についてみると、0～5歳児童数と6～11歳児童数ともに減少傾向にあり、平成28年度から令和2年度にかけて0～5歳児童数は40人、6～11歳児童数は55人減少しています。また、放課後児童健全育成事業については、事業実施箇所数と児童定員数には変わらないものの、入所児童数は増加傾向にあります。

### ■ 児童人口の推移



資料：幼児教育課（各年度3月31日現在）

### ■ 放課後児童健全育成事業の推移

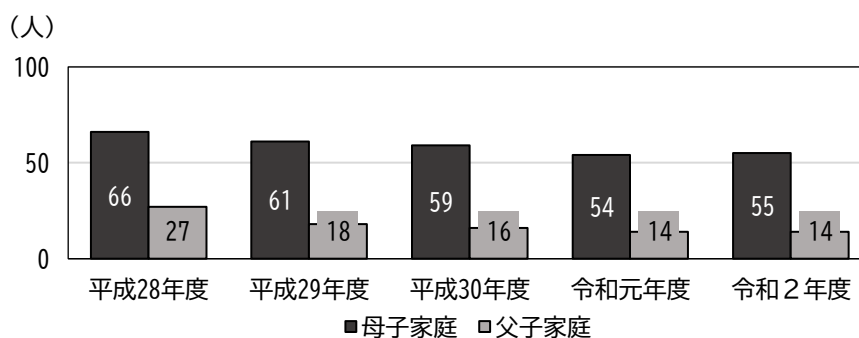


資料：幼児教育課（各年度3月31日現在）

## (6)母子・父子家庭の推移

母子・父子家庭の推移についてみると、母子家庭、父子家庭ともに減少傾向が続いています。また、各家庭における児童数については、母子家庭の児童数は平成30年度までは増加していましたが、令和元年度には減少に転じています。一方、父子家庭では、減少傾向が続いています。

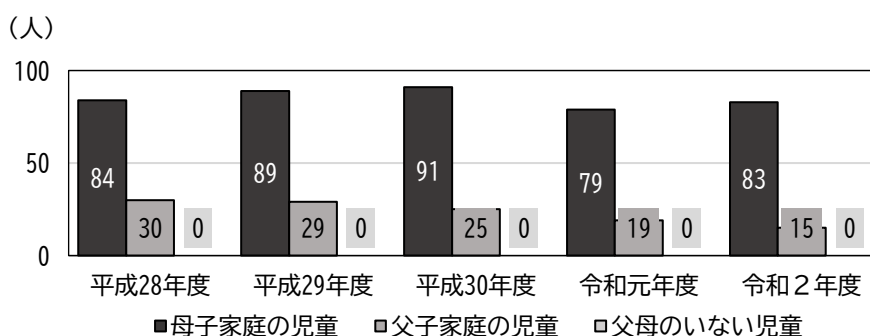
### ■母子・父子家庭の推移



	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
母子家庭	66	61	59	54	55
父子家庭	27	18	16	14	14
合計	93	79	75	68	69

資料:保健福祉課(各年度3月31日現在)

### ■母子・父子家庭における各児童数の推移



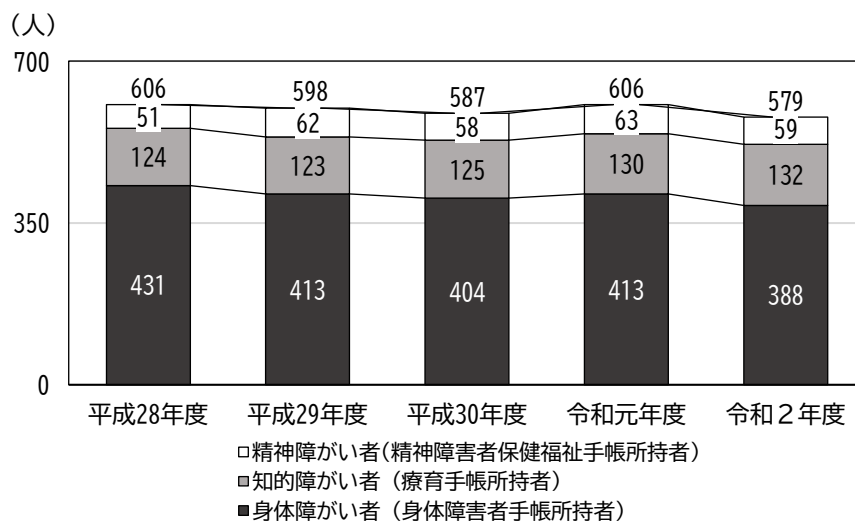
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
母子家庭の児童	84	89	91	79	83
父子家庭の児童	30	29	25	19	15
父母のいない児童	0	0	0	0	0
合計	114	118	116	98	98

資料:保健福祉課(各年度3月31日現在)

## (7)障がい者数の推移

障がい者手帳所持者の推移についてみると、全体では増減を繰り返しています。各手帳所持者別にみると、平成28年度から令和2年度にかけて身体障害者手帳所持者では43人減少、療育手帳所持者では8人増加、精神障害者保健福祉手帳所持者では8人増加しています。

### ■障がい者手帳所持者数の推移



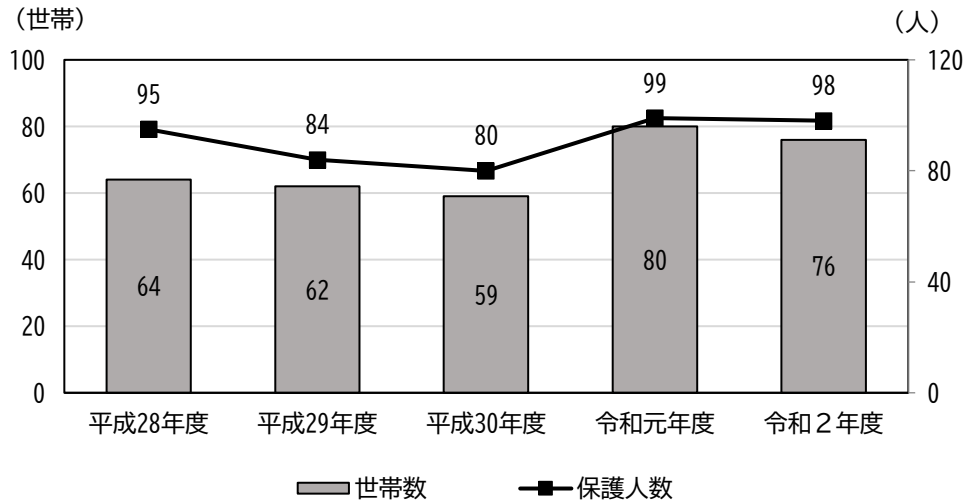
	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
身体障がい者 (身体障害者手帳所持者)	431	413	404	413	388
知的障がい者 (療育手帳所持者)	124	123	125	130	132
精神障がい者 (精神障害者保健福祉手帳所持者)	51	62	58	63	59
合計	606	598	587	606	579

資料:保健福祉課(各年度3月31日現在)

## (8)生活保護受給の推移

生活保護受給の推移についてみると、世帯数、保護人数ともに平成30年度までは減少していましたが、令和元年度に増加し、令和元年度から令和2年度にかけては、保護人数は1人減少し、世帯数は4世帯減少しています。

### ■生活保護受給の推移



	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
世帯数	64	62	59	80	76
保護人数	95	84	80	99	98

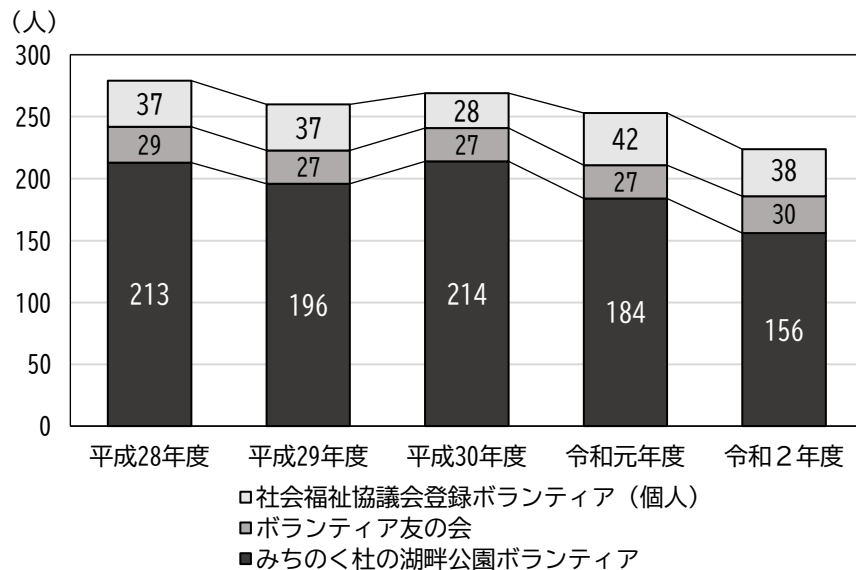
資料:保健福祉課(各年度3月31日現在)



## (9)地域福祉活動の状況

地域福祉活動の状況についてみると、社会福祉協議会登録ボランティア（個人）では、平成28年度から平成30年度にかけて9人減少しましたが、令和2年度には10人増加しました。また、ボランティア友の会は横ばいが続いていますが、みちのく杜の湖畔公園ボランティアは減少傾向にあります。

### ■川崎町ボランティアの推移



資料：川崎町社会福祉協議会（各年度3月31日現在）

### ■川崎町ユニバーサルサポーター（高齢者を支える専門員及び各種サポーター）

活動項目	活動名	活動内容	登録人数
高齢者への支援活動	サロンサポーター	地区別サロン活動支援	84
	かわさきスマイルサポーター	サロン活動支援指導	40
	レクリエーションインストラクター	サロン活動レク指導	29
介護予防への支援活動	傾聴サポーター	傾聴支援活動	24
	生活支援コーディネーター	介護予防生活支援専門員	25
	やすらぎサポーター	介護予防事業活動支援	9
	元気まんてんサポーター	介護予防事業活動支援	4
	パドルサポーター	介護予防事業活動支援	20
	ふれあいネットワーク活動員（社協）	支え合い活動員	15
	ふれあいネットワーク協力員（社協）	支え合い協力員	130
認知症への支援活動	認知症支援相談員	認知症相談支援専門員	25
	認知症キャラバンメイト	認知症支援普及・啓発	73
	認知症サポーター	認知症支援	550
	認知症予防ファシリテーター	認知症予防活動指導	24

資料：川崎町社会福祉協議会（令和2年度3月31日現在）

## 2.

# 町民アンケート調査結果

## (1)調査の概要

地域福祉に対する町民の方の考え方や意見を把握し、計画策定の基礎資料とするために、町民アンケート調査を実施しました。

### ■町民アンケート調査の実施概要

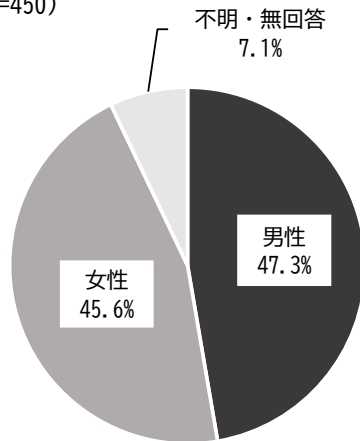
調査対象	20歳以上の一般町民 1,000名		
調査地域	川崎町全域		
調査期間	令和3年11月1日～令和3年11月19日まで		
調査方法	郵送による調査票の配付・回収		
回収状況	配付数：1,000件	回収数：450件	回収率：45.0%

## (2)結果の概要

### ①回答者の属性について

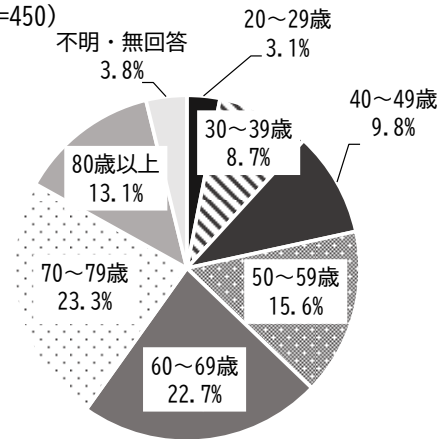
#### ■性別

今回 (n=450)



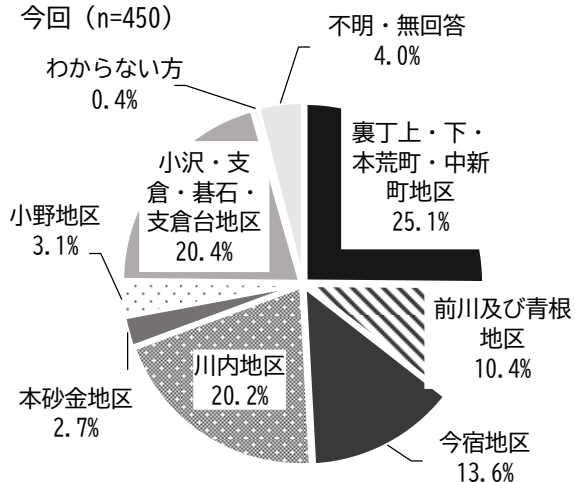
#### ■年代別

今回 (n=450)



#### ■地区別

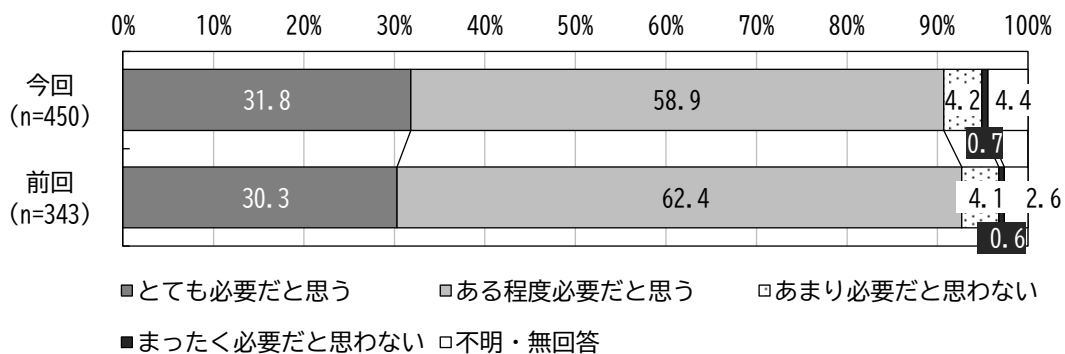
今回 (n=450)



## ②住民同士による支え合い・助け合い、社会参加等の必要性について

住民同士による支え合い・助け合い、社会参加等の必要性については、「ある程度必要だと思う」が58.9%で最も高く、次いで「とても必要だと思う」が31.8%、「あまり必要だと思わない」が4.2%となっています。

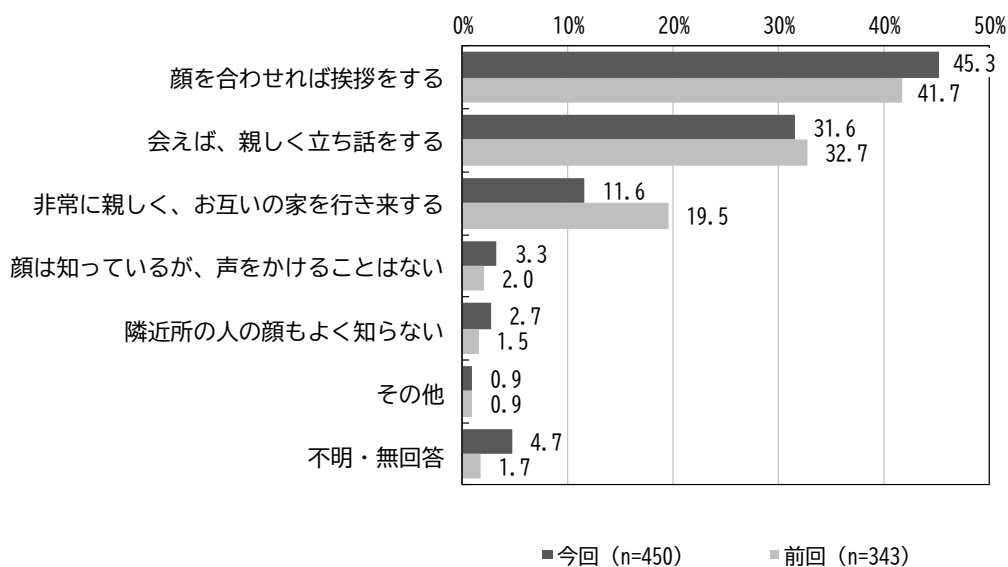
経年でみると、前回の調査でも「ある程度必要だと思う」が最も高くなっていましたが、今回の調査と比較すると3.5ポイント低くなっています。また、「とても必要だと思う」は1.5ポイント高くなっています。



## ③隣近所の人とどの程度のお付き合いをしているかについて

隣近所の人とお付き合いについては、「顔を合わせれば挨拶をする」が45.3%で最も高く、次いで「会えば、親しく立ち話をする」が31.6%、「非常に親しく、お互いの家を行き来する」が11.6%となっています。

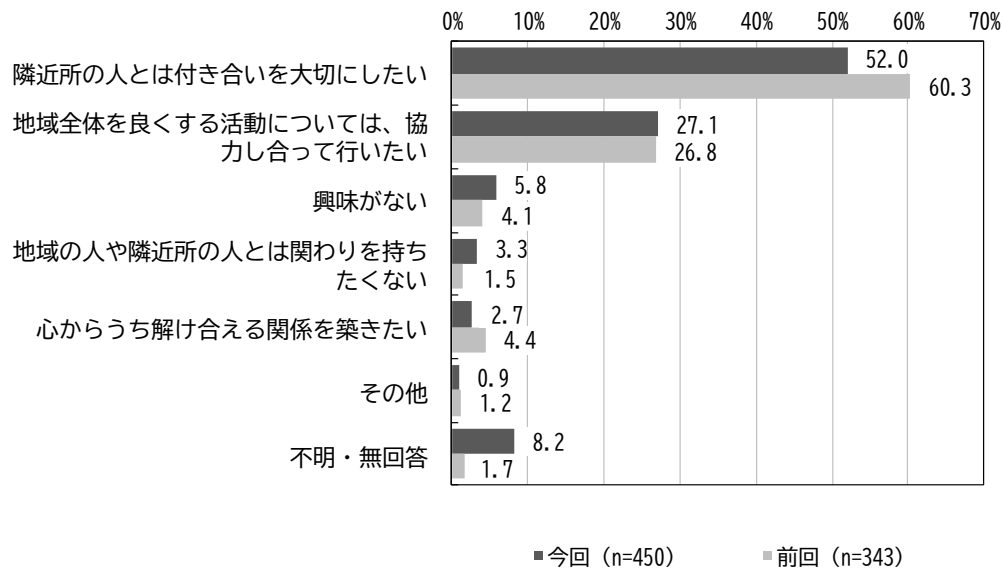
経年でみると、前回の調査でも「顔を合わせれば挨拶をする」が最も高くなっており、今回の調査と比較すると3.6ポイント高くなっています。また、「非常に親しく、お互いの家を行き来する」が前回の調査と比較して7.9ポイント低くなっています。



#### ④今後の隣近所の人とお付き合いについて

今後の隣近所の人とお付き合いについては、「隣近所の人とは付き合いを大切にしたい」が52.0%で最も高く、次いで「地域全体を良くする活動については、協力し合って行いたい」が27.1%、「興味がない」が5.8%となっています。

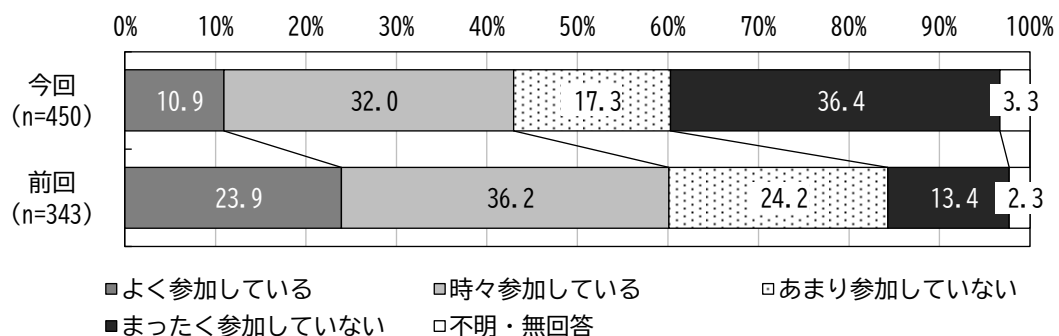
経年でみると、前回の調査でも「隣近所の人とは付き合いを大切にしたい」が最も高くなっていますが、今回の調査と比較すると8.3ポイント低くなっています。また、「地域の人や隣近所の人とは関わりを持ちたくない」と「興味がない」が前回の調査よりも高くなっています。



#### ⑤地域活動やボランティア活動の参加について

地域活動やボランティア活動の参加については、「まったく参加していない」が36.4%で最も高く、次いで「時々参加している」が32.0%、「あまり参加していない」が17.3%となっています。

経年でみると、前回の調査では「時々参加している」が最も高くなっていますが、今回の調査と比較すると4.2ポイント低くなっています。また、今回の調査では「まったく参加していない」が前回の調査と比較して23.0ポイント高くなっています。

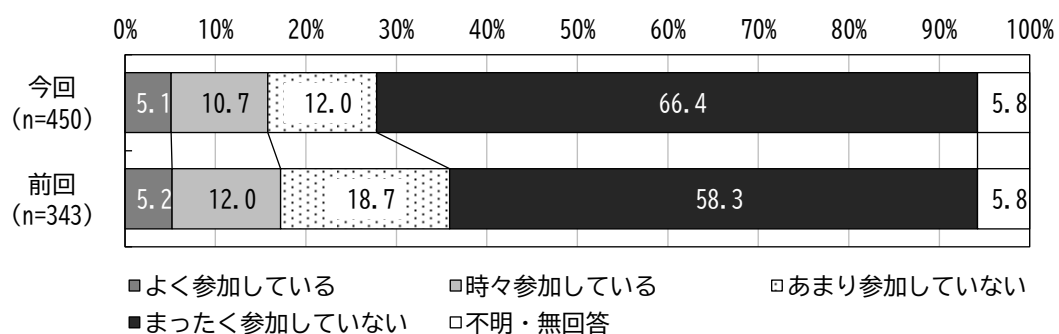


## ⑥地域での福祉活動（運営する側・参加する側）について

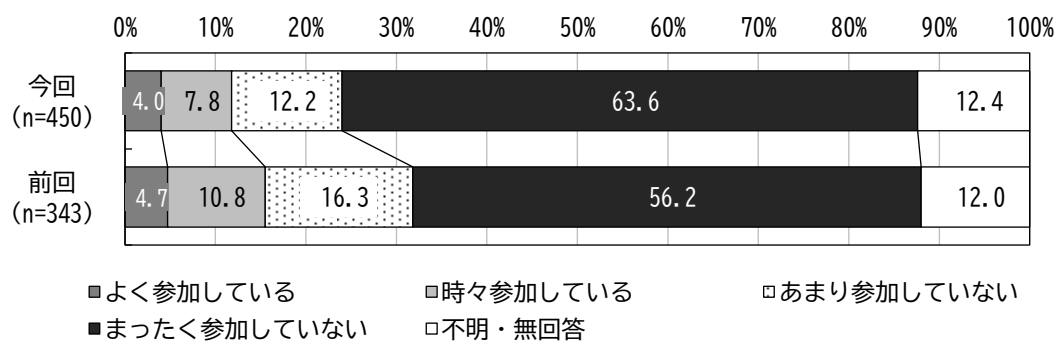
地域での福祉活動については、運営する側・参加する側のどちらも「まったく参加していない」が最も高く、次いで「あまり参加していない」、「時々参加している」となっています。

経年でみると、運営する側も参加する側も前回の調査では「まったく参加していない」が最も高くなっていますが、今回の調査で運営する側は 8.1 ポイント、参加する側は 7.4 ポイント高くなっています。

### 【地域での福祉活動を運営する側】

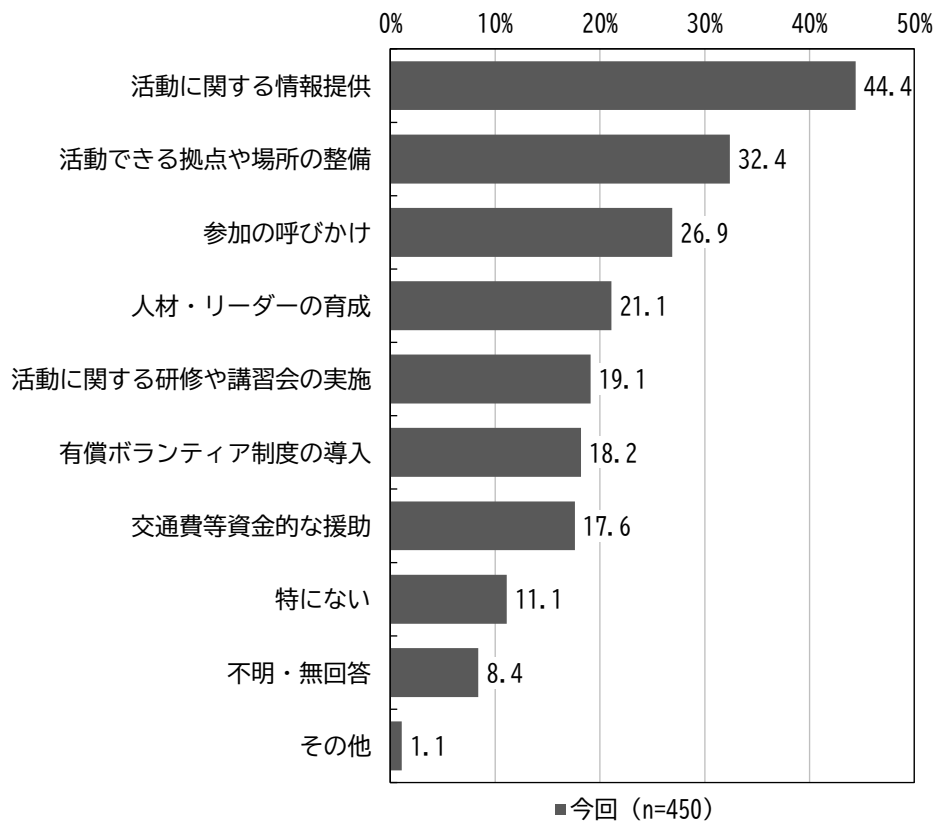


### 【地域での福祉活動に参加する側】



⑦ 今後、地域活動やボランティア活動に参加する上で、行政に支援してほしいことについて

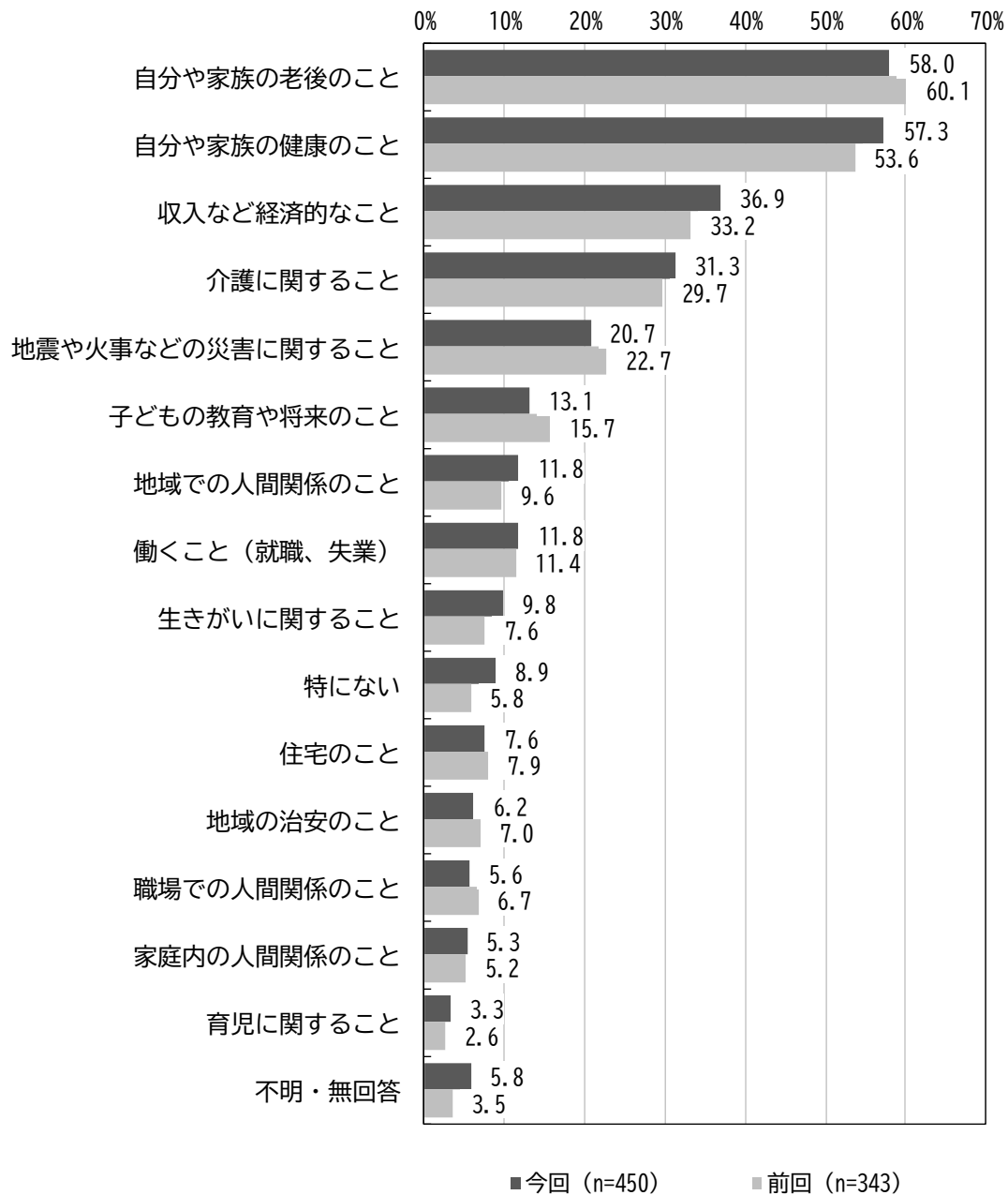
今後、地域活動やボランティア活動に参加する上で、行政に支援してほしいことについては、「活動に関する情報提供」が44.4%で最も高く、次いで「活動できる拠点や場所の整備」が32.4%、「参加の呼びかけ」が26.9%となっています。



## ⑧暮らしの中での不安や悩みについて

暮らしの中での不安や悩みについては、「自分や家族の老後のこと」が58.0%で最も高く、次いで「自分や家族の健康のこと」が57.3%、「収入など経済的なこと」が36.9%となっています。

経年でみると、前回の調査でも「自分や家族の老後のこと」が最も高くなっています。また、前回の調査と比較して、「自分や家族の健康のこと」が3.7ポイント、「収入など経済的なこと」が3.7ポイント高くなっています。

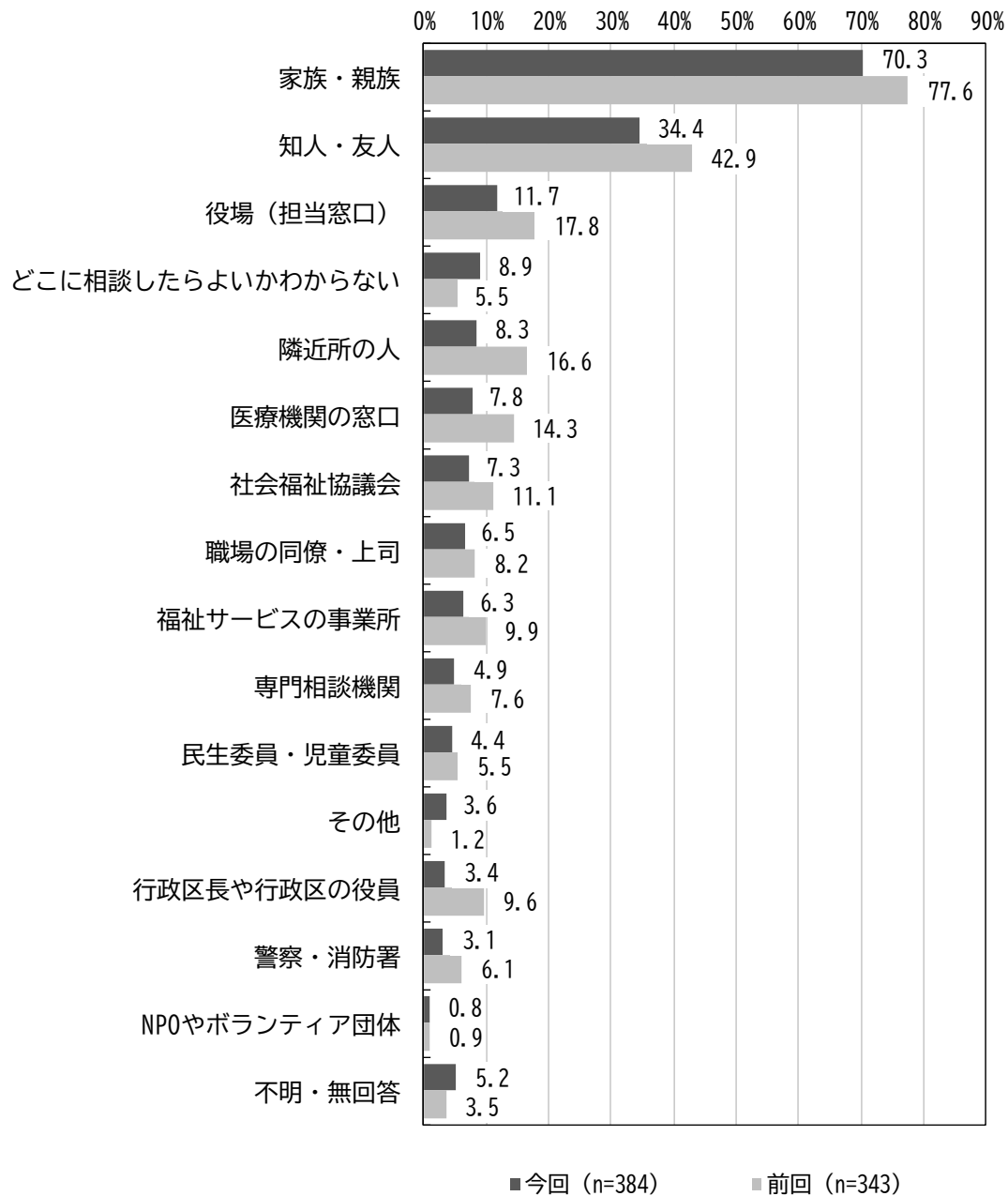


## ⑨不安や悩みを誰に相談するかについて

不安や悩みを誰に相談するかについては、「家族・親族」が70.3%で最も高く、次いで「知人・友人」が34.4%、「役場（担当窓口）」が11.7%となっています。

経年でみると、前回の調査でも「家族・親族」が最も高くなっていますが、前回の調査よりも7.3ポイント低くなっています。

また、前回の調査と比較して、「どこに相談したらよいかわからない」が3.4ポイント高くなっています。



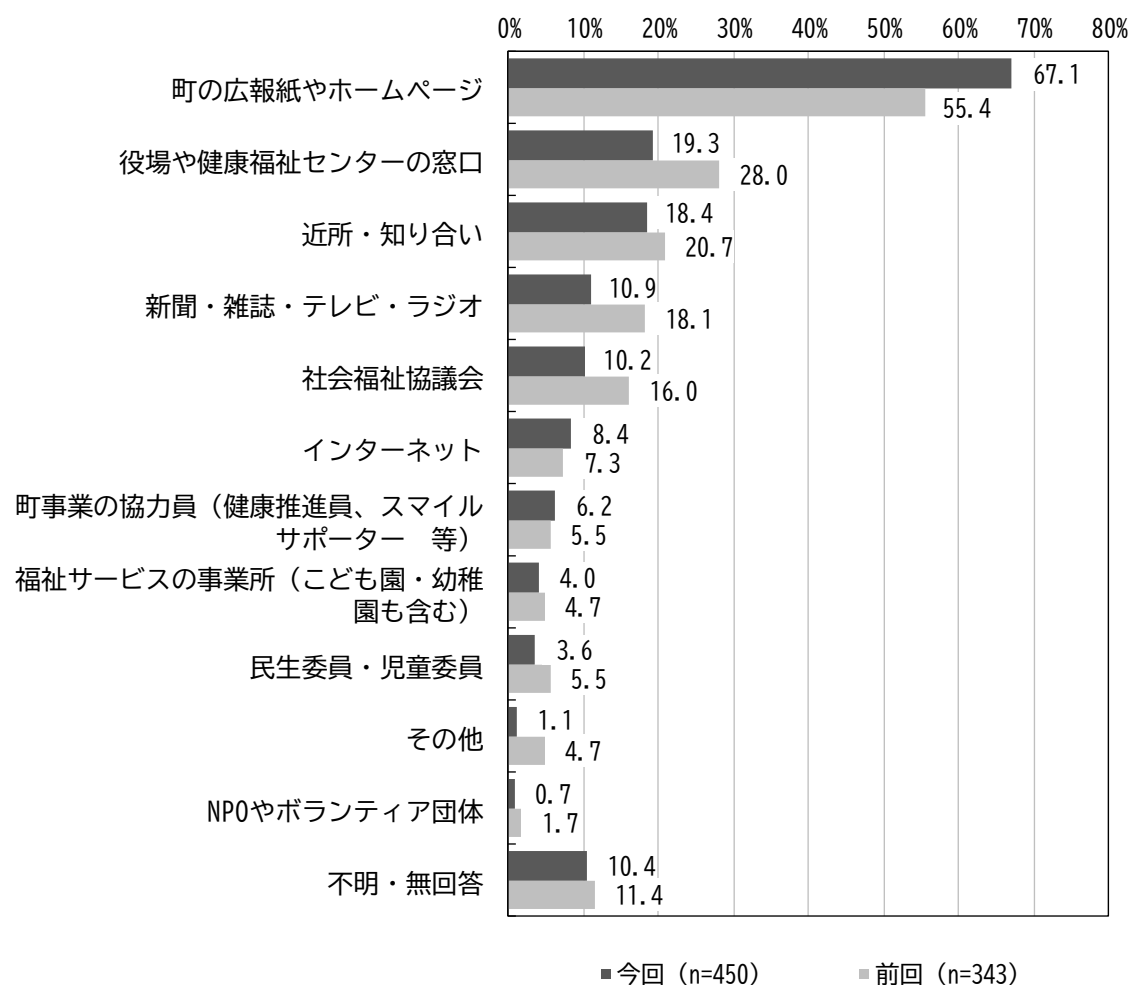


## ⑩情報の入手先について

情報の入手先については、「町の広報紙やホームページ」が67.1%で最も高く、次いで「役場や健康福祉センターの窓口」が19.3%、「近所・知り合い」が18.4%となっています。

経年でみると、前回の調査でも「町の広報紙やホームページ」が最も高くなっており、前回の調査よりも11.7ポイント高くなっています。

また、前回の調査と比較して、「役場や健康福祉センターの窓口」が8.7ポイント、「社会福祉協議会」が5.8ポイント、「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」が7.2ポイント低くなっています。



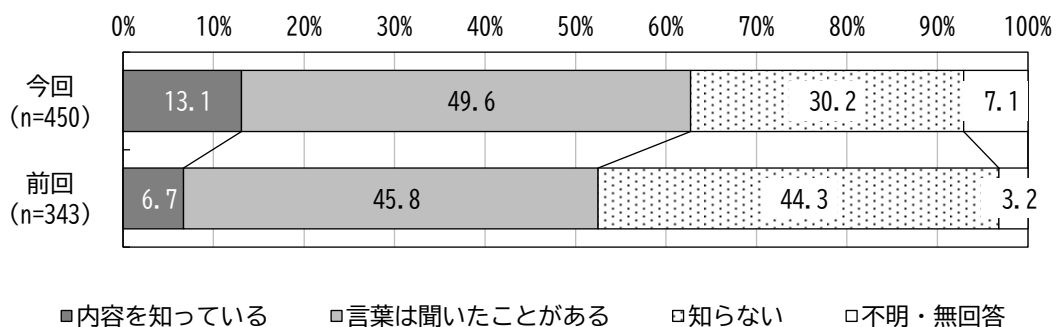
## ⑪各制度の認知度について

生活困窮者支援制度の認知度については、「言葉は聞いたことがある」が49.6%で最も高く、次いで「知らない」が30.2%、「内容を知っている」が13.1%となっています。経年でみると、前回の調査と比較して「知らない」が14.1ポイント低くなっています。

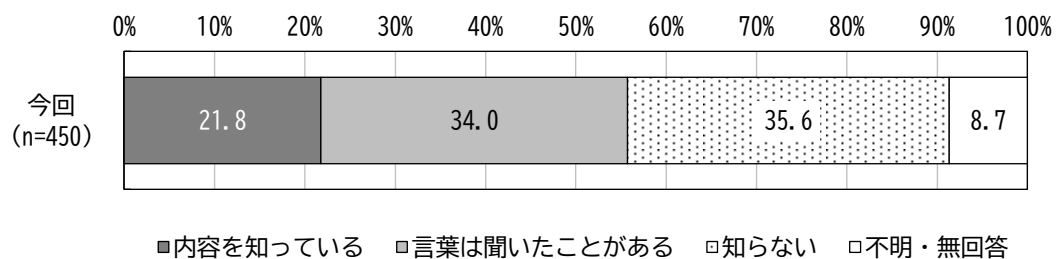
成年後見制度の認知度については、「知らない」が35.6%で最も高く、次いで「言葉は聞いたことがある」が34.0%、「内容を知っている」が21.8%となっています。

生活保護制度の認知度については、「言葉は聞いたことがある」が45.3%と最も高く、次いで「内容を知っている」が38.9%、「知らない」が8.4%となっています。

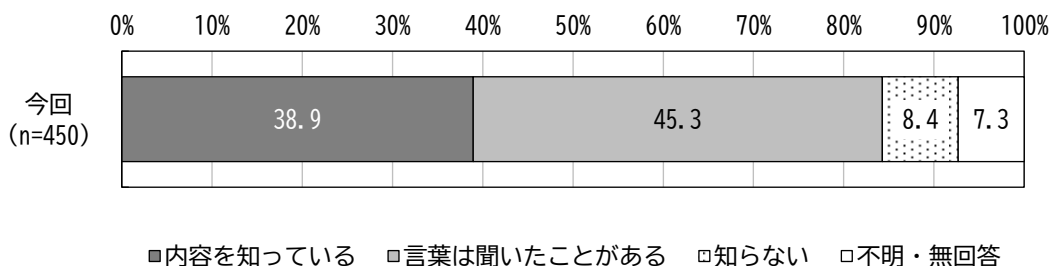
### 【生活困窮者支援制度】



### 【成年後見制度】

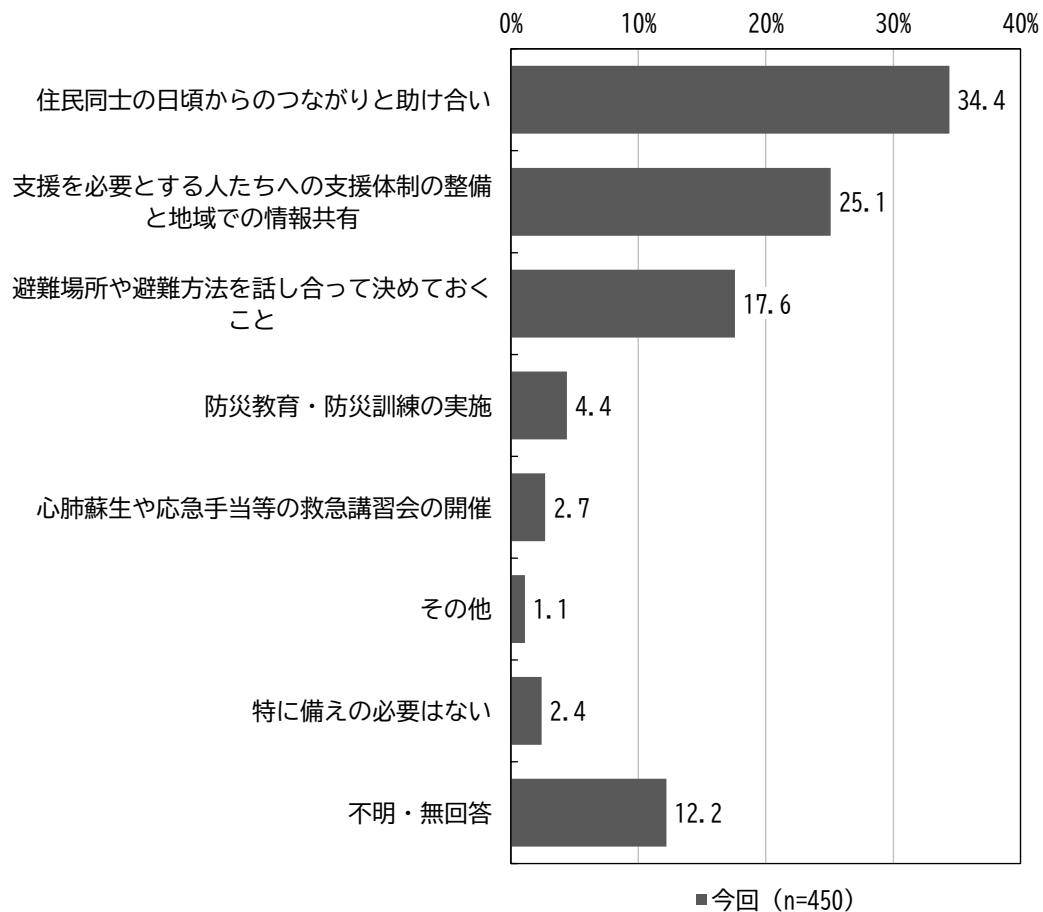


### 【生活保護制度】



## ⑫災害に対して地域で最も必要だと思う備えについて

災害に対して、地域で最も必要だと思う備えについては、「住民同士の日頃からのつながりと助け合い」が34.4%で最も高く、次いで「支援を必要とする人たちへの支援体制の整備と地域での情報共有」が25.1%、「避難場所や避難方法を話し合っておくこと」が17.6%となっています。

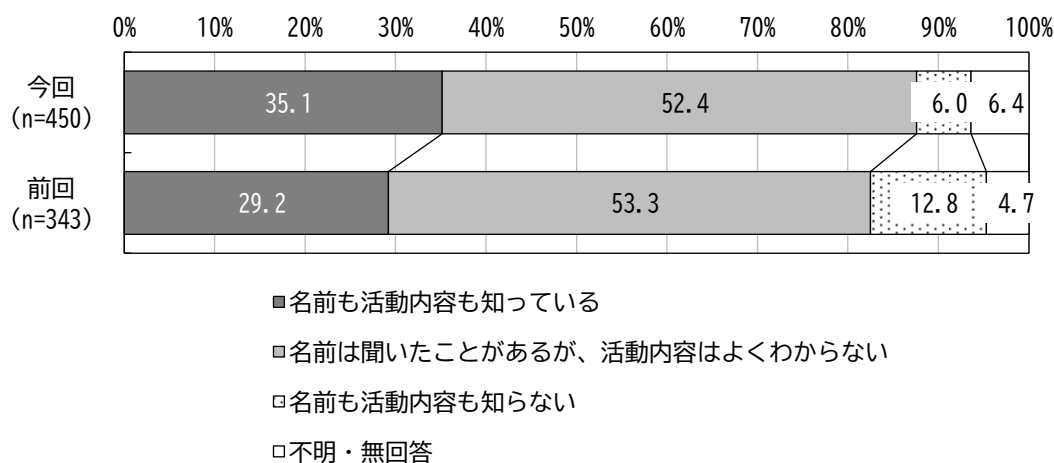


### ⑬関係機関の認知度について

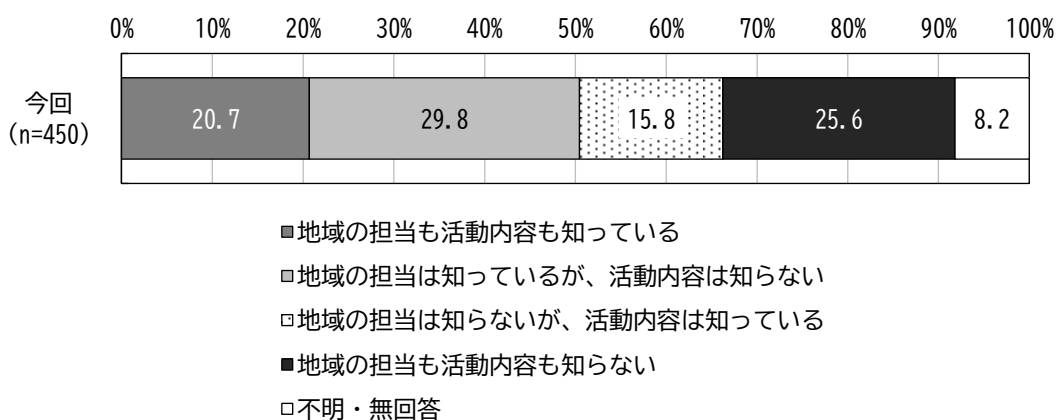
川崎町社会福祉協議会の認知度については、「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよくわからない」が52.4%で最も高く、次いで「名前も活動内容も知っている」が35.1%、「名前も活動内容も知らない」が6.0%となっています。また、前回の調査と比較して「名前も活動内容も知っている」が5.9ポイント高くなっています。

自分の地域の民生委員・児童委員の認知度については、「地域の担当は知っているが、活動内容は知らない」が29.8%で最も高く、次いで「地域の担当も活動内容も知らない」が25.6%、「地域の担当も活動内容も知っている」が20.7%となっています。

#### 【川崎町社会福祉協議会】



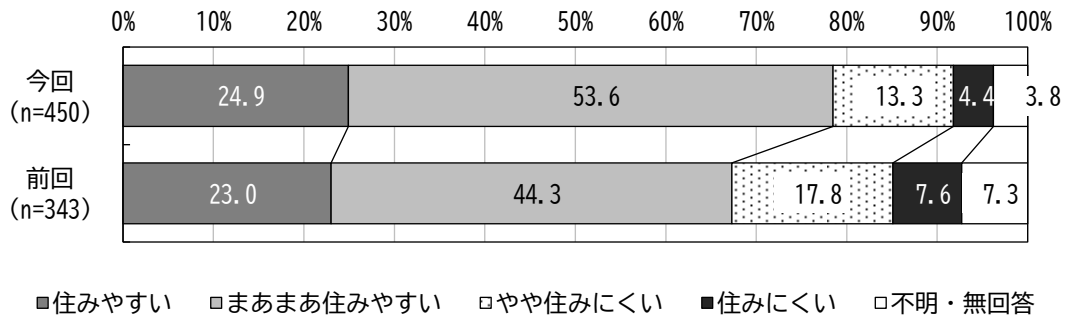
#### 【民生委員・児童委員】



#### ⑭川崎町の住み良さについて

川崎町の住み良さについては、「まあまあ住みやすい」が53.6%で最も高く、次いで「住みやすい」が24.9%、「やや住みにくい」が13.3%となっています。

経年でみると、前回の調査でも「まあまあ住みやすい」が最も高くなっており、前回の調査よりも9.3ポイント高くなっています。

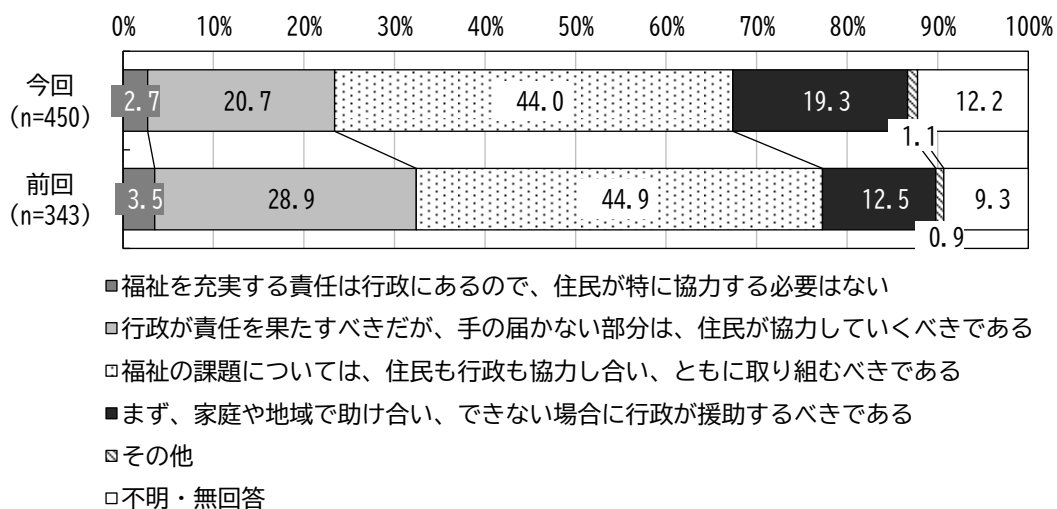


#### ⑮今後地域の助け合い・支え合いを進めていく上での行政と地域住民の協力関係について

行政と地域住民の協力関係については、「福祉の課題については、住民も行政も協力し合い、ともに取り組むべきである」が44.0%で最も高く、次いで「行政が責任を果たすべきだが、手の届かない部分は、住民が協力していくべきである」が20.7%、「まず、家庭や地域で助け合い、できない場合に行政が援助するべきである」が19.3%となっています。

経年でみると、前回の調査でも「福祉の課題については、住民も行政も協力し合い、ともに取り組むべきである」が最も高くなっています。

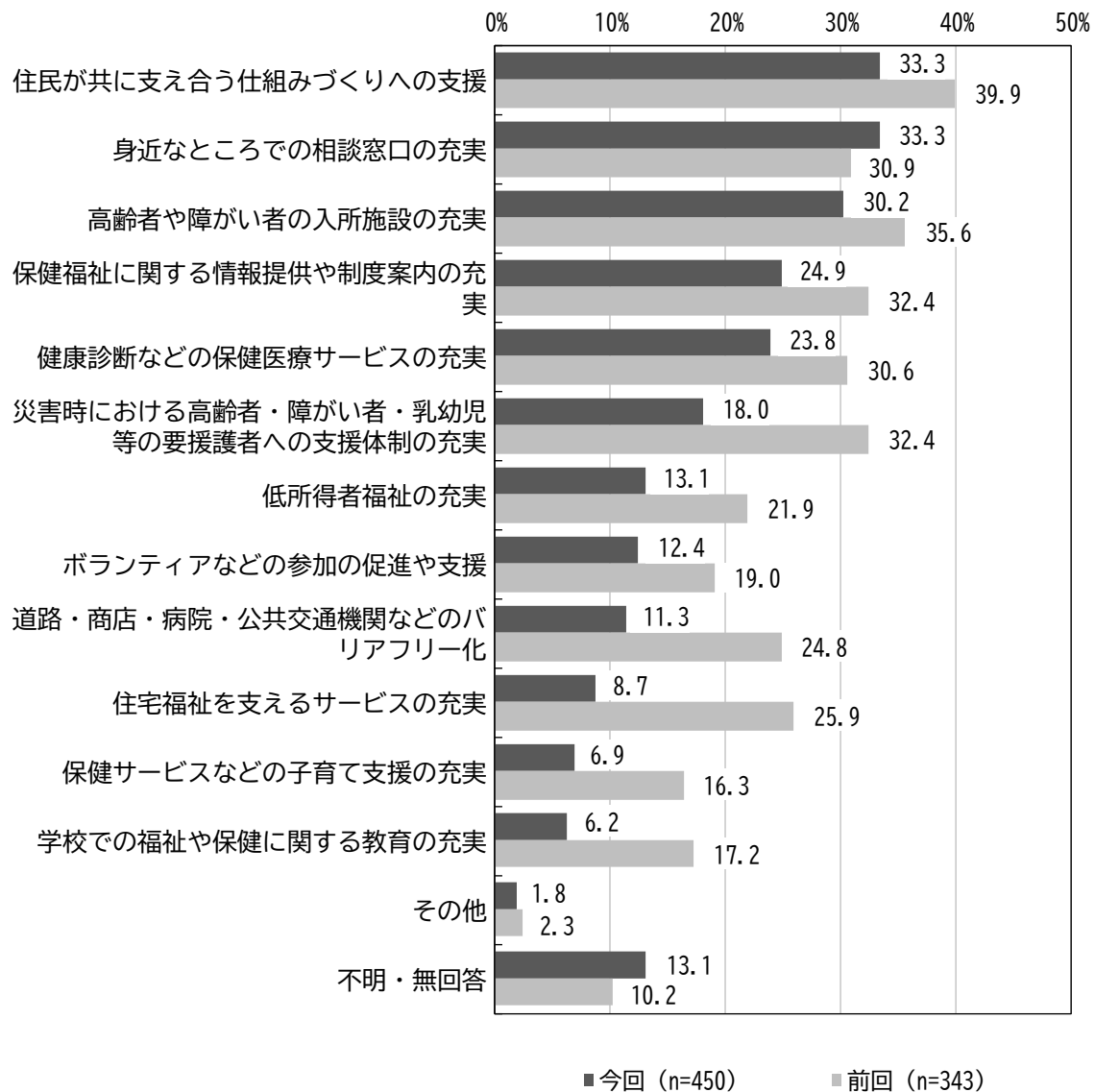
また、前回の調査よりも「行政が責任を果たすべきだが、手の届かない部分は、住民が協力していくべきである」が8.2ポイント低くなっており、「まず、家庭や地域で助け合い、できない場合に行政が援助するべきである」が12.2ポイント高くなっています。



## ⑩今後の地域福祉に向けて取り組むべきものについて

今後の地域福祉に向けて取り組むべきものについては、「住民が共に支え合う仕組みづくりへの支援」と「身近なところでの相談窓口の充実」が33.3%で最も高く、次いで「高齢者や障がい者の入所施設の充実」が30.2%、「保健福祉に関する情報提供や制度案内の充実」が24.9%となっています。

経年でみると、前回の調査でも「住民が共に支え合う仕組みづくりへの支援」が最も高くなっていますが、前回の調査よりも6.6ポイント低くなっています。



### 3. 団体アンケート調査結果

#### (1) 調査の概要

本計画を策定するにあたり、地域福祉に関わる各団体や行政区長に日頃の活動を通して川崎町の地域福祉を取り巻く現状や課題、今後の方向性等を把握し、計画づくりや施策の立案に活用することを目的として、団体アンケート調査を実施しました。

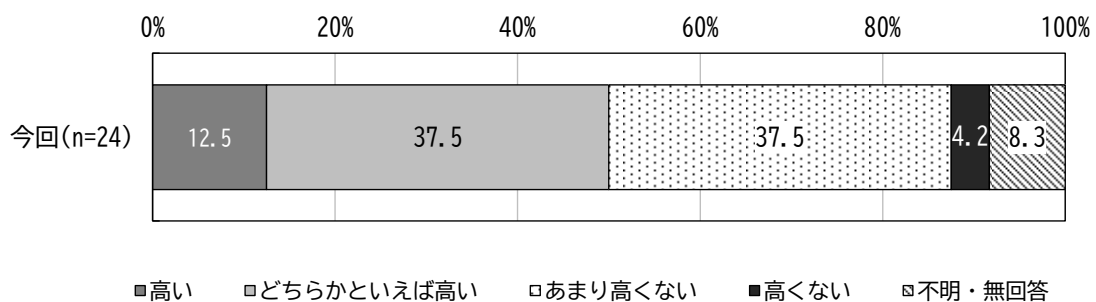
##### ■ 団体アンケート調査の実施概要

調査対象者	川崎町内で活動する福祉団体及び各行政区長
調査期間	令和3年11月1日～令和3年11月19日まで
調査方法	郵送による調査票の配付・回収

#### (2) 結果の概要

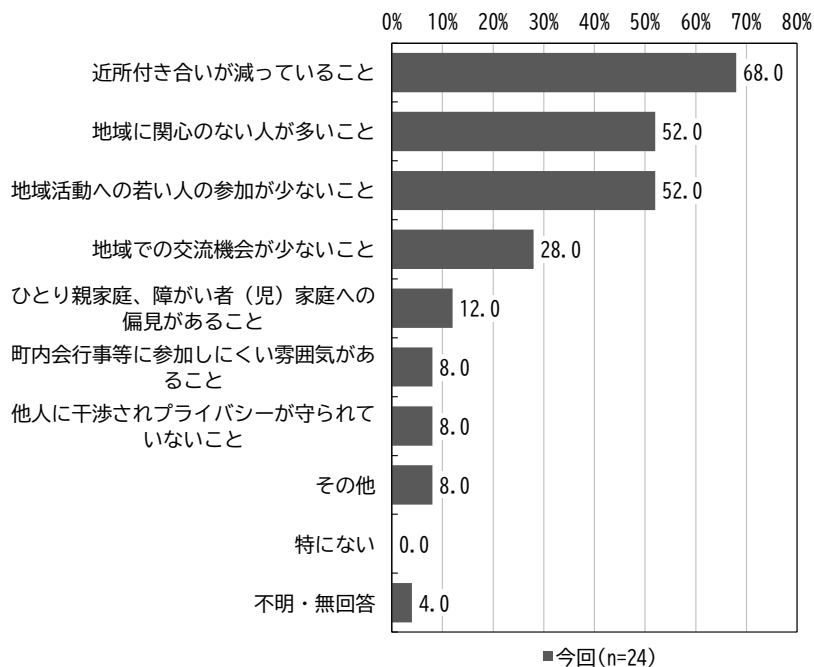
##### ① 町民相互の助け合いに対する意識が高いかについて

川崎町における町民相互の助け合いに対する意識は高いと感じるかについては、「どちらかといえば高い」と「あまり高くない」が37.5%で最も高く、次いで「高い」が12.5%となっています。



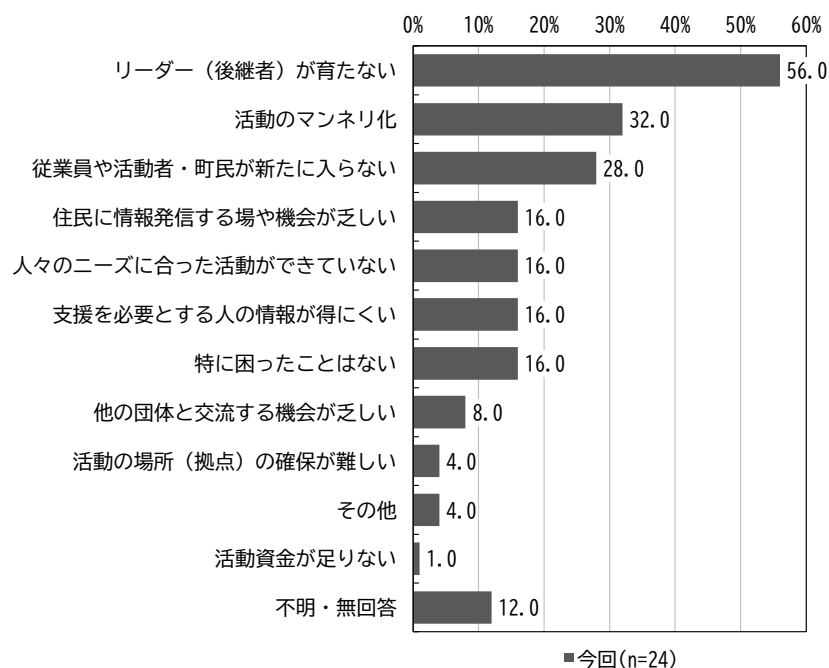
## ②活動の中で感じる地域の問題点や地域の人々から聞く日常の困りごとについて

活動の中で感じる地域の問題点や地域の人々から聞く日常の困りごとについては、「近所付き合いが減っていること」が68.0%で最も高く、次いで「地域に関心のない人が多いこと」と「地域活動への若い人の参加が少ないこと」が52.0%となっています。



## ③業務活動を行う上で困っていることについて

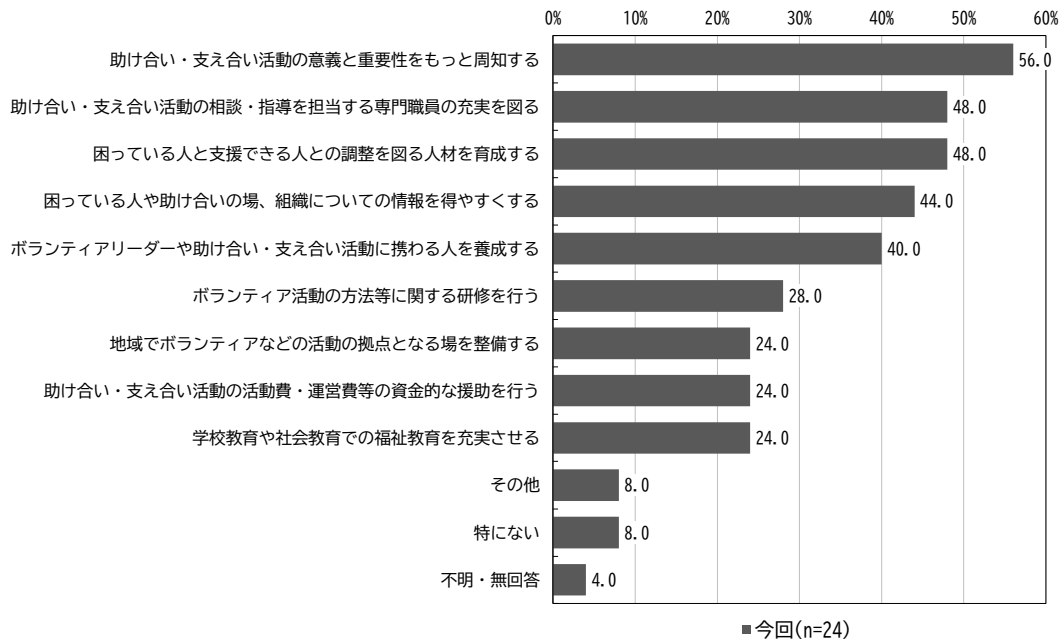
業務活動を行う上で困っていることについては、「リーダー（後継者）が育たない」が56.0%で最も高く、次いで「活動のマンネリ化」が32.0%、「従業員や活動者・町民が新たに入らない」が28.0%となっています。





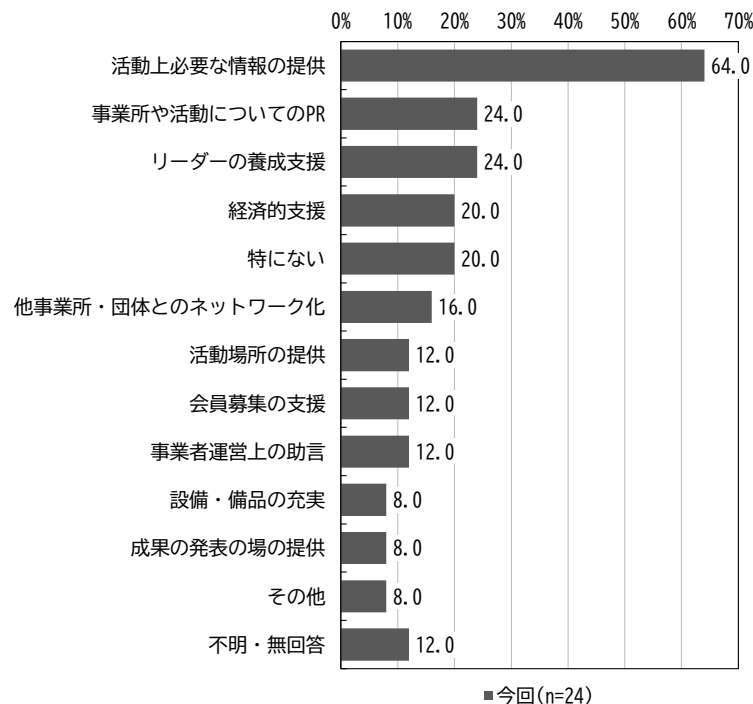
#### ④地域における助け合い・支え合い活動を活発にするために重要なことについて

地域における助け合い・支え合い活動を活発にするための重要なことについては、「助け合い・支え合い活動の意義と重要性をもっと周知する」が56.0%で最も高く、次いで「助け合い・支え合い活動の相談・指導を担当する専門職員の充実を図る」と「困っている人と支援できる人との調整を図る人材を育成する」が48.0%となっています。



#### ⑤活動をしていく上で町に望むことについて

活動をしていく上で町に望むことについては、「活動上必要な情報の提供」が64.0%で最も高く、次いで「事業所や活動についてのPR」と「リーダーの養成支援」が24.0%となっています。



## 4.

## 前回計画の評価・検証結果

## (1)基本目標ごとの取り組みの状況及び課題について

## 基本目標1 地域の福祉活動が高まる仕組みづくり

## ◆計画期間中の取り組みの状況や課題

- 「広報かわさき」にて、地域の福祉活動についての掲載や地域包括支援センターイベント、地区サロン、介護予防教室、ボランティア情報、清掃活動、学習プログラム、介護・障がい関係の窓口の周知等の情報提供を実施
- 川崎町社会福祉協議会へ補助金の交付等を通して「社会福祉協議会事業の充実」・「保健と医療との連携強化」等の地域福祉の推進体制の強化を推進
- 介護が必要な高齢者や認知症の方、心身に障がいのある人等、支援を必要とする方々一人ひとりに合ったサービスを行うため、各関連機関及び地域住民等が連携して高齢者等の生活を支援する体制「地域包括ケアシステム」の構築を推進
- 介護が必要な高齢者や認知症の方、心身に障がいのある人へ訪問による相談支援や高齢者の権利擁護や虐待防止のための事業を充実
- 県や事業所で実施している研修について、相談支援事業所へ案内
- 宮城県南部自立相談支援センターと連携し、生活保護に至る前の段階で自立支援策の強化を図り、生活困窮者の支援、並びにセーフティネット機能を適切に維持するとともに、関係機関と連携した相談指導の体制を強化
- 子育て世代包括支援センターを運営し、妊娠、出産、子育て期までの母子や家族が必要な支援やサービスを受けられるようワンストップ総合相談の体制を整備
- 町民のボランティア活動や地域福祉活動については、地域福祉事業と介護保険事業（居宅介護・訪問介護・通所介護・予防通所介護）を行う等の総合的な在宅福祉サービスを実施
- 地域のつながりを持つことにより、災害や緊急時における要援護者の把握や支援につなげるための小地域福祉活動の推進

## 基本目標2 地域の福祉活動を担う人づくり

### ◆計画期間中の取り組みの状況や課題

- 「広報かわさき」にて、地域福祉に関する各種情報について掲載。情報の掲載内容が少ないため、より多くの情報提供の向上が必要
- 高齢者や障がいのある人もない人も共に生きる地域共生社会を実現していくため、地域住民への一層の理解を深めるための意識啓発を推進
- 障がいのある人の意思決定に配慮した権利擁護の仕組みや相談体制の充実を図ることが必要
- 子育て家庭の保育料や医療費等の負担の軽減のため、経済的にゆとりある家庭環境づくりを推進するとともに、各種手当等の支給と合わせ、町独自の支援策を実施
- 川崎町社会福祉協議会を中心に、地区ボランティアの育成と資質の向上を推進

## 基本目標3 安全・安心な暮らしを支える地域づくり

### ◆計画期間中の取り組みの状況や課題

- 「花いっぱい運動推進事業」・「シニア大学」等の生涯学習活動への町民参加の支援を実施
- 行政区長と連携し、高齢者の長寿を祝うため、町内各地域で開催される敬老会主催者に対する支援を行うことにより、町民の敬老意識の高揚を図ることを目的として川崎町敬老会補助金を交付し、集会所等の活用を促進
- 社会福祉協議会を中心に、地区ボランティアの育成やボランティア活動の活性化を促進
- 川崎町社会福祉協議会を事務局に民生委員・児童委員定例会を開催し、情報の共有化を促進
- 災害時の要支援者への支援を実施するための情報伝達体制や避難支援体制の整備等、社会福祉協議会事業の充実や地域福祉の推進体制を強化し、特に災害や緊急時における高齢者や障がい者等の要支援者の安否確認等、地域で支え合うネットワークづくりを推進
- 通年にわたり防犯指導隊による夜のパトロールを実施することで防犯対策の充実を進めてきたとともに、防犯指導隊、防犯協会、防犯連絡所並びに警察署の連携を強化し、コミュニケーションづくりを基本とする地域が一体となった防犯体制の充実・強化を実施

- 災害時における避難所の開設・運営等に備えることを目的とした自主防災組織を支援するための防災備品を購入
- 新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアルを作成し、避難所運営担当職員を対象にした講習会を開催
- 予防消防の強化として、消防署、町、消防団、婦人防火クラブ連合会が協力し、住宅用火災警報器の普及を推進
- 自主防災組織における人材育成のために養成講習会を開催し、宮城県防災指導員を養成。また、防災マップ等をホームページに掲載し、啓発活動を実施

## (2)成果指標について

### (1) 地域の福祉活動が高まる仕組みづくりの成果指標

項目	平成 28 年度	令和 3 年度 (目標値)	令和 3 年度 (現状値)
今後地域での福祉活動の参加意向の向上	52.2%	54.7%	32.4%

※町民アンケート調査結果：問 21 の選択肢「したい（継続していきたい）」と「どちらかといえばしたい」を合算した数値

### (2) 地域の福祉活動を担う人づくりの成果指標

項目	平成 28 年度	令和 3 年度 (目標値)	令和 3 年度 (現状値)
地域福祉活動の団体等に登録する人総数の増加	967 人	1,000 人	1,052 人

※登録総数：地域福祉活動の団体等に登録する人の総数

地域福祉活動：主な地域福祉活動の団体等としてユニバーサルサポーター及びボランティア友の会等

### (3) 安全・安心な暮らしを支える地域づくりの成果指標

項目	平成 28 年度	令和 3 年度 (目標値)	令和 3 年度 (現状値)
川崎町の住み良さ感の向上	67.3%	現状維持以上	78.5%

※町民アンケート調査結果：問 10 の選択肢「住みやすい」と「まあまあ住みやすい」を合算した数値

## 5.

# 川崎町の地域福祉に関わる主な課題

## 課題1 地域のつながりの希薄化

川崎町では「広報かわさき」を通して、地域福祉についての情報発信や、高齢者や障がいを持つ町民について理解を深めるための意識啓発等を推進してきました。

一方で、町民アンケート調査結果では、町民同士による支え合い・助け合い、社会参加等の必要性について、必要だと感じている人が8割以上いるほか、今後の隣近所の付き合いを大切にしたいと考えている人がいることがうかがえます。

また、前回計画の成果指標に掲げられている「今後地域での福祉活動の参加意向の向上」では、平成28年度から参加意向が減少しています。

こういった町民の意識を実際に行動につなげていき、地域で共に支え合えるような仕組みを作るためにも、今後は福祉教育や意識啓発を進めていく取り組みが求められています。

## 課題2 地域福祉に取り組む環境づくり

川崎町では、地域福祉活動・ボランティア活動としての福祉サービスの実施や小地域福祉活動等様々な活動を進めてきました。前回計画の成果指標として掲げている地域福祉活動の団体等に登録する人は、平成28年度から85人増加しています。

一方で、町民アンケート調査結果では、隣近所の地域活動やボランティア活動の参加について、参加していない人が多い状況です。

今後、人口減少による将来の担い手不足や参加している人の高齢化が考えられるため、町民がより地域に参加してもらえるよう、福祉活動に関して理解が深められる場づくりが求められています。

## 課題3 住みやすい地域づくり

前回計画の成果指標に掲げている「川崎町の住み良さ感の向上」では、平成28年度と比較して住みやすいと感じている人が増えています。一方で、町内では、要支援・要介護認定者の人数と高齢者の単独世帯が増加傾向にあり、自然災害が増加しているため、緊急時等に支援を必要とする人の増加が考えられます。

実際に、町民アンケート調査結果では、災害に対して地域で最も必要だと思う備えについて、「住民同士の日頃からのつながりと助け合い」や「支援を必要とする人たちへの支援体制の整備と地域での情報共有」の回答割合が高くなっており、地域内の情報共有や必要な人に支援が行き届きやすい体制整備が重要です。

# 第3章 本計画のめざすもの

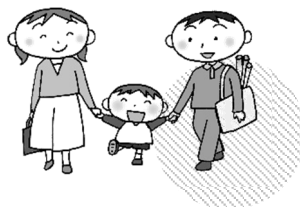


## 1. 基本理念

川崎町では、第1期計画において、「誰もが輝き、互いに支え合い、安心して生活できるまちづくり」を基本理念に、地域に住む全ての人々が安心して自立した生活ができるよう、行政、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、コミュニティ団体、ボランティア団体、町内会等、地域に携わる全ての人々が協力し、互いに支え合う地域福祉ネットワークの形成を目指し、福祉制度の充実に取り組んできました。

その間、地域福祉をめぐっては、これまでの地域でのつながり不足等の課題だけでなく、全国的な少子高齢化の進行、生活困窮者への対応、障がいのある人の高齢化、老老介護の問題等、課題の多様化が進んでいます。

こうした課題に対応するため、第2期計画となる本計画においては、これまで以上に地域における課題を発見し、それを町民・事業者・行政が「我が事」として共有し、課題解決に向けて様々な支援を届け、地域として支え合う仕組みづくりや、それぞれが役割を担い、生きがいをもって自分らしく暮らせる居場所がある「地域共生社会の実現」を目指した地域福祉の充実を進めます。



基本理念

# 誰もが輝き、互いに支え合い、 安心して生活できるまちづくり



## 2.

# 基本目標

川崎町の地域福祉を取り巻く課題の解決と、基本理念の実現に向けて3つの基本目標に取り組みます。

## (1)地域の福祉活動が高まる仕組みづくり

地域で自分らしく安心して暮らしていく上で、様々な支援が必要となる場合があります。また、生活のしづらさを一人で抱え込んで深刻化している場合もあります。

地域のみんが悩みごとを抱え込んでいる人の変化・異変に少しでも気付けるよう、地域のつながりを強めていくとともに一人ひとりが必要とする支援に可能な限り適切に対応できる仕組みが求められています。

地域の福祉活動が高まるよう、包括的に受け止める相談支援体制の機能充実や福祉に関する情報の提供、福祉サービスの提供体制を整備し、地域の全ての人が、それぞれの力を出し合って相互に支え合える「仕組みづくり」を進めます。

## (2)地域の福祉活動を担う人づくり

地域福祉の推進にあたっては、地域の福祉活動を持続的に推進し続けるために、多様な活動を展開していくための人材確保が不可欠です。

また、地域福祉は全ての町民が福祉の担い手であり、同時に受け手でもあるという相互の関係の上に成り立っています。

地域福祉の考え方の浸透を図るとともに、子どもから高齢者までそれぞれが各自の立場や状況に応じて地域活動に参加することができるよう福祉教育や地域活動の場を充実していく「人づくり」を進めます。

## (3)安全・安心な暮らしを支える地域づくり

近年は子どもや女性、高齢者が被害者となる犯罪や、避けることが難しい自然災害が多発しており、日常生活が脅かされています。町民が安心して生活していくためには、地域で見守り、助け合う関係づくりと予期せぬ事態に対応できる体制整備が重要です。

町民同士が助け合えるための必要な情報提供や世代間交流の推進、支援が必要な人についての情報の共有化を図りながら、災害・緊急時において迅速な対応ができる「地域づくり」を進めます。

# 3.

## 計画体系



### 基本理念

誰もが輝き、互いに支え合い、安心して生活できるまちづくり

基本目標	施策の展開	
1. 地域の福祉活動が高まる仕組みづくり	重点施策	<b>地域福祉活動への参加促進</b> ～ 人材育成及び地域活動の参加促進に取り組みます ～
	施策1	<b>地域の福祉活動を知ろう</b> ～ 福祉活動の周知や関係団体と連携した活動の充実に努めます ～
	施策2	<b>地域福祉の相談機能を充実させよう</b> ～ 包括的に受け止められる相談体制の充実に取り組みます ～
	施策3	<b>福祉サービスの質と量を充実させよう</b> ～ 質の高いサービス提供と各事業所との連携強化に取り組みます ～
2. 地域の福祉活動を担う人づくり	重点施策	<b>重層的な地域福祉ネットワークの構築</b> ～ 適切な支援を受けられる重層的な体制構築に取り組みます ～
	施策1	<b>地域での福祉や権利を学ぼう</b> ～ 福祉に関する学習機会や福祉教育の充実に取り組みます ～
	施策2	<b>福祉活動に関わり、繋がりを深めよう</b> ～ 地域のネットワーク強化を目指し、福祉活動の支援を進めます ～
施策3	<b>地域福祉の担い手を育てよう</b> ～ 担い手不足解消を目指し、福祉活動への参加促進を図ります ～	
3. 安全・安心な暮らしを支える地域づくり	重点施策	<b>福祉サービス提供体制の整備</b> ～ 多様なニーズに対応できるサービス提供体制を整備します ～
	施策1	<b>地域での交流を広げて仲間を作ろう</b> ～ 町民同士のつながりを広げていく場づくりを進めます ～
	施策2	<b>地域の福祉活動の情報を共有しよう</b> ～ 福祉に関する情報提供体制の充実に進めます ～
	施策3	<b>災害時等の支え合いを築こう</b> ～ 地域で助け合いができるよう防災・防犯体制整備を進めます ～



## 4.

# 重点施策

基本理念の実現を目指し、3つの重点施策を掲げ、施策に取り組みます。

## (1)地域福祉活動への参加促進

町民の地域福祉活動への参加を促進していくためには、地域福祉への興味関心を高め、ていくことが重要であり、地域福祉に関する情報を得ることができるよう、年代等に応じた分かりやすい情報の発信を行うことが重要です。

町民が主体となって活躍できる環境づくりを目指し、地域活動を担う人材の確保やリーダーの育成に努めるとともに、地域活動に参加したくなるような場づくりに取り組みます。

## (2)重層的な地域福祉ネットワークの構築

住み慣れた地域の中で安心して暮らし、緊急時等でも町民同士が協力して避難や助け合いができるようになるためには、隣近所同士による声かけ等を通して顔の見える関係を作っていくことが重要です。

普段からの生活の中の様々な問題に対し、町民をはじめ、地域、行政が連携して、支援を必要とする人が適切なサービスを受けられるための重層的な地域福祉ネットワークの構築を目指します。

## (3)福祉サービス提供体制の整備

少子高齢化や人口減少、地域住民のつながりの希薄化を背景に、社会的な孤立、8050問題、ダブルケア、子どもの貧困等、多様で複雑化した生活問題が深刻化しており、個々の状況に応じた支援の在り方が求められています。

人と人、人と資源がつながり、町民の福祉に関連する多様なニーズに対応できるサービス提供体制を整備します。

# 第4章 施策の展開



## 基本目標1 地域の福祉活動が高まる仕組みづくり

### (1)地域の福祉活動を知ろう

#### 方向性

福祉制度の周知や地域の福祉活動へ参加していくためには、まず、どのような人でも確実に情報を入手できる提供体制が重要です。必要とする人に情報が行き届くよう、対象に応じた情報提供手段の検討や情報アクセシビリティの向上に努めるとともに、地域や関係機関と連携した適切な情報提供を行います。

#### 自助 地域のみなさんで取り組むこと

- 広報紙や回覧板、知人・隣人等周囲の情報から地域の福祉活動に関する知識を積極的に取り入れ、自分の周りの人たちと共有しましょう。
- 地域の福祉活動や体験会等に参加するよう心がけましょう。
- 地区の集会や夏祭り、地区サロン活動等に参加するよう心がけましょう。
- 自分に合った地域の福祉活動の情報を周囲に尋ねるとともに、積極的に発信しましょう。



#### 互助・共助 地域で取り組むこと

- 広報紙や回覧板等を活用し、地域の福祉活動の情報を周知しましょう。
- 行政区の集会や地区の夏祭り、地区サロン活動等を開催し、地域の活動について情報交換できる機会を作りましょう。
- 地域の福祉活動に関して体験する機会や出前講座等を地域で開催します。また、地域住民へ参加を促しましょう。
- 民生委員・児童委員等の地域で相談支援に関わる人は、自身の活動の役割や地域福祉活動の情報提供をしましょう。



## 公助 行政で取り組むこと

取組内容	担当課・機関
<p>広報紙で地域の福祉活動の情報を提供します。</p>	<p>○保健福祉課 ○川崎町地域包括支援センター</p>
<p>地域の福祉活動の内容や活動情報をホームページやチラシ等を活用し、周知活動の充実に努めます。また、掲載内容の充実に図るため、地域で活動している団体等と連携して、より多くの情報について提供できる体制整備に努めます。</p>	<p>○保健福祉課 ○川崎町地域包括支援センター</p>
<p>行政区や社会福祉協議会、福祉サービス事業者等と連携し活動の充実に努めます。</p>	<p>○保健福祉課</p>
<p>担当課や地域包括支援センター等の福祉活動に関する情報提供や専門的な相談に応じる窓口の周知を図ります。</p>	<p>○保健福祉課 ○川崎町地域包括支援センター</p>
<p>民生委員・児童委員や社会福祉協議会、福祉サービス事業者等、地域での相談支援に携わる人や事業所との連携を図ります。</p>	<p>○保健福祉課</p>

## (2)地域福祉の相談機能を充実させよう

### 方向性

必要な時に支援を受けることができるよう、町民への相談窓口の周知に取り組むとともに、地域における身近な相談役である民生委員・児童委員や社会福祉協議会等と連携して情報提供に努めます。

また、町民が抱える課題や問題を早期に発見し、適切な支援につなげられるよう、関係機関と連携して包括的に受け止められる相談体制の充実に取り組みます。

### 自助 地域のみなさんで取り組むこと

- 隣近所で困っている人がいないか気かけましょう。
- 日頃から近隣の町民と声かけや話し合いを行い、様々な相談や情報交換ができる関係づくりを心がけましょう。
- 悩みを抱えこまないように、民生委員・児童委員等の地域の相談支援に携わる人や、行政・関係機関の相談窓口を活用しましょう。
- 広報紙やホームページ等をよく読み、相談窓口に関する情報を入手しましょう。



### 互助・共助 地域で取り組むこと

- 相談支援に携わる人は、日頃から地域住民と信頼関係を築き、気軽に相談しやすい関係づくりを心がけましょう。
- 悩みごとや困りごとを抱えた人の支援を図るために、相談支援に携わる人同士の連携に努めましょう。
- 専門的な支援が必要なときは、民生委員・児童委員等と連携し、専門的な相談窓口や関係機関につなぎましょう。
- こども園や関係団体等と連携を強化し、地域で行われている子育て支援に関する情報交換と相談機能の向上に努めましょう。



## 公助 行政で取り組むこと

取組内容	担当課・機関
悩みごとや困りごとの相談に対し、適切な対応が取れるよう、相談窓口や関係機関、相談に携わる人の周知を図ります。	○保健福祉課 ○川崎町地域包括支援センター
専門的な相談に対応するため、関係機関との情報交換や連携を取ることによって課題の共有を図り、地域包括ケアシステムの整備を推進します。	○保健福祉課 ○川崎町地域包括支援センター
相談窓口に来ることが難しい人には、訪問等により相談を受ける等、相談支援の充実に努めます。	○保健福祉課 ○川崎町地域包括支援センター
虐待等に関する相談窓口を周知し、機能充実に努めます。	○保健福祉課 ○川崎町地域包括支援センター
相談支援に携わる人や福祉サービス事業所等が参加できるよう研修の充実に努めます。	○保健福祉課
生活困窮者や高齢者、障がいのある人の安定した生活に向け、住宅確保要配慮者の入居支援や情報提供、宮城県南部自立相談支援センター等と連携した就労準備支援等に努めます。	○保健福祉課

## (3)福祉サービスの質と量を充実させよう

### 方向性

福祉課題が複合化・複雑化している中、誰もが住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らしていくためには、地域生活を支援する福祉サービスの充実が必要です。

川崎町では、福祉サービスの提供について、広報紙やホームページ等を活用して、より多くの町民に福祉に関する情報が届くよう周知徹底を図ります。また、各種関連する機関と連携して、福祉サービス利用者からのニーズを把握し、ニーズに応じた適切なサービスを提供することで、サービスの質の向上に努めていきます。また、サービスを提供する各事業所及び団体等に対し、感染症対策や感染拡大防止策の周知啓発を行うよう促します。

### 自助 地域のみなさんで取り組むこと

- 多様な福祉サービスを利用できるよう、情報の入手に努めましょう。
- 地域の行事や交流会等の情報の把握に努めましょう。
- 福祉サービスに関してわからないことや困ったことは、相談窓口や関係機関、地域の相談支援に携わる人に問い合わせをしましょう。



### 互助・共助 地域で取り組むこと

- 福祉や介護のサービス事業所の行事や交流会等に積極的に参加しましょう。
- 地域の行事や活動に福祉サービス事業所の参加を促し、交流を深めましょう。
- 福祉サービス事業所は、地域の福祉活動と連携し、サービスの量的拡充に努めましょう。
- 福祉サービス事業所は、地域の福祉活動と連携し、サービスの質の向上を図りましょう。



## 公助 行政で取り組むこと

取組内容	担当課・機関
川崎町が策定する各種福祉関連計画を推進し、サービスの質と量の充実に努めます。	○保健福祉課
地域の多様なニーズを把握し、利用者の権利擁護等を考慮しながら、必要なサービスが提供できるよう努めます。	○保健福祉課
必要なサービスが提供できるよう、福祉サービス事業者や地域の活動を支援する人々、関係機関と連携を図ります。また、同一の事業所でサービスが受けやすくするための共生型サービスの提供体制の整備に努めます。	○保健福祉課
虐待の早期発見に努め、きめ細かい対応ができるよう行政機関や関係者との連携を強化します。	○保健福祉課 ○川崎町地域包括支援センター
生活困窮者への支援として、専門機関と連携し、適切に支援を進めていきます。	○保健福祉課
感染症対策に資するため、関係機関への感染症対策についての情報提供体制の整備を図ります。また、平時からICT(情報通信技術)を活用した業務のオンライン化の推進に努めます。	○保健福祉課 ○総務課

## 基本目標2 地域の福祉活動を担う人づくり

### (1)地域での福祉や権利を学ぼう

#### 方向性

地域での支え合いの仕組みを構築するためには、町民一人ひとりがお互いの人権を尊重しながら、支え合い・助け合いの意識を持つことが大切です。そのためには、学校での授業等の教育現場で福祉について正しく理解していく取り組みを進めながら、大人も福祉について学ぶ機会を作り、福祉のまちづくりの推進のため、福祉への理解を深め、自らが支え合い・助け合いに関わることが重要です。

川崎町では、人権や福祉に関する学びの場や機会の充実を図るとともに、家庭や地域における福祉教育を促し、地域福祉への意識を高めます。

#### 自助 地域のみなさんで取り組むこと

- 家庭や近隣で声をかけあい、福祉や権利に関するイベントや講演会等に積極的に参加しましょう。
- 高齢者や認知症、障がいのある人、子ども等の福祉や権利、虐待等について理解を深めましょう。
- 高齢者や障がいのある人、子どもたちとのイベントや交流会等に参加しましょう。



#### 互助・共助 地域で取り組むこと

- 地域の活動の中で、福祉や権利等に関するイベントや講演会等を周知し、参加を呼びかけましょう。
- 福祉や権利等に関する研修や講演会等を学ぶ機会を作りましょう。
- 地域や事業所と連携を取り、介護や認知症について学ぶ機会を作りましょう。
- 子どもの健全育成や子育て支援について関係機関と連携を取り、学ぶ機会を作りましょう。
- 障がい特性や障がいのある人について学ぶ機会を作り、障がい差別の解消に努めましょう。





## 公助 行政で取り組むこと

取組内容	担当課・機関
<p>成年後見制度や生活困窮者支援制度等の権利関係についての情報や地域福祉について広報内容をさらに充実し、関係機関や各種団体と連携して周知活動を推進します。</p>	<p>○保健福祉課</p>
<p>福祉や権利、虐待等について町民の理解を深めるため、イベントや講演会等の開催を企画します。</p>	<p>○保健福祉課 ○川崎町地域包括支援センター</p>
<p>高齢者や障がいのある人に対する町民の理解を深めるため、福祉教育の充実を図ります。</p>	<p>○保健福祉課</p>
<p>子どもの健全育成や子育て支援に向けた事業を推進します。</p>	<p>○保健福祉課</p>
<p>医療や福祉に関して支援を必要とする犯罪をした人等への社会復帰支援の在り方について検討を進めます。</p>	<p>○保健福祉課</p>

## (2)福祉活動に関わり、繋がりを深めよう

### 方向性

近所付き合いを大切にし、地域のイベント等に参加して、地域の人と楽しむことで支え合い・助け合いのネットワークを構築することができ、孤立しがちな人や複雑な悩みを抱えている人等の支援につながられます。

町民が地域福祉活動に積極的に参加してもらうよう、地域での行事等の周知啓発や民生委員・児童委員等の役割を担う人の周知を図り、町民同士につながりが出来るよう支援を進めます。

また、地域で活動する地域福祉の関係機関等との連携を取り、町民の見守り活動の充実を図ります。

### 自助 地域のみなさんで取り組むこと

- 地域においてあいさつや声かけを積極的に行い、地域でのコミュニケーションを深めましょう。
- 悩みや困りごとを抱え込まずに、近隣や地域で相談支援に携わる人に相談しましょう。
- 地域で見守りできるよう、近隣の人を普段から気にかけてみましょう。
- 地域で行う地区行事やサロン活動等の活動に参加し、地域の色々な人と交流を持ちましょう。



### 互助・共助 地域で取り組むこと

- ゴミ出しや買い物等、日常生活が困難な世帯に対し、できる範囲での支援に努めましょう。
- 地域全体で地域の見守り活動を積極的に進めましょう。
- 地域の高齢者が気軽に集えるお茶会や運動等のサロン活動の開催に協力しましょう。
- 虐待の早期発見及び防止するために、民生委員・児童委員や近隣者、町の相談窓口、関係機関等と連携を図りましょう。
- 民生委員・児童委員や社会福祉協議会等、地域において支援に携わる人は、地域や町民との信頼関係を築きましょう。
- 関係団体と連携して、高齢者や障がいのある人が地区行事等の活動に参画できるよう支援しましょう。



## 公助 行政で取り組むこと

取組内容	担当課・機関
<p>地域とのつながりが少なく社会から孤立するおそれのある高齢者や障がいのある人等の見守り、安否確認等の協力が得られるよう、情報提供を強化し、啓発活動に取り組みます。</p>	<p>○保健福祉課 ○川崎町地域包括支援センター</p>
<p>行政区や社会福祉協議会、民生委員・児童委員等、地域において支援に携わる人の役割等の広報内容を充実し、周知に取り組みます。</p>	<p>○保健福祉課</p>
<p>制度の狭間により、悩みごとを抱えている人や自殺・虐待等に対し、迅速かつ適切に対応します。</p>	<p>○保健福祉課 ○川崎町地域包括支援センター</p>
<p>町民や地域の関係団体等が地区行事等の様々な活動に参画できるよう広報内容を充実します。</p>	<p>○保健福祉課 ○川崎町地域包括支援センター</p>
<p>社会福祉協議会等の関連機関と連携し、赤い羽根共同募金運動等の共同募金や寄付事業を進めます。</p>	<p>○保健福祉課</p>

## (3)地域福祉の担い手を育てよう

### 方向性

地域福祉の推進のためには、町民一人ひとりが福祉への興味関心を高め、隣近所や地域での助け合いにより、困りごとを抱えている人を支え合うことができる地域福祉活動が求められています。

将来考えられる担い手の高齢化や人材不足等を解消するためにも、今後は町民が気軽に参加できるような工夫を行いながら、地域福祉活動への参加促進を図ります。

### 自助 地域のみなさんで取り組むこと

- 隣近所や住んでいる地域に関心を持ち、まずは自分のできることから活動を始めてみましょう。
- 近隣者への声かけや見守り、話し相手等、自分でできる範囲で地域の支え合いに協力しましょう。
- 地域での福祉活動等に関心を持ち、活動に積極的に参加するよう心がけましょう。
- 地域の福祉活動に必要な知識を身につけるために、講演会や研修会等に積極的に参加しましょう。



### 互助・共助 地域で取り組むこと

- 地域福祉に関心のある人や専門的な知識を有する人に対し、地域の福祉活動への協力や支援を求めましょう。
- 行政区長や社会福祉協議会、各種団体、民生委員・児童委員、健康推進員、ユニバーサルサポーター等、地域福祉活動のリーダー役となる人の知識や技能の向上に努めましょう。
- 地域の福祉活動やボランティア活動等の活動の周知に努めましょう。



公助 行政で取り組むこと

取組内容	担当課・機関
地域において福祉活動に協力できる人材の確保に努めます。	○保健福祉課
地域福祉活動に参加する人や地域活動のリーダー役となる人たちに に向けた勉強会や研修会等を開催し、人材の育成に努めます。	○保健福祉課
民生委員・児童委員や、地域での支援に携わる人たちへの研修を実施し、知識や技術の向上に努めます。	○保健福祉課
将来の担い手確保のための地域の人材発掘・育成や地域福祉活動 への関心を高めるため、町民に向けた研修や交流会を実施し、活動 の場の確保と活性化を図ります。	○保健福祉課

## 基本目標3 安全・安心な暮らしを支える地域づくり

### (1)地域での交流を広げて仲間を作ろう

#### 方向性

全ての町民が安心・安全に地域で生活していくためには、地域で町民同士が交流しながらを持つことで、抱えている悩みごとの解決や情報交換を行えることが重要です。

地域内での行事等の交流機会を効果的に活用しながら、実状に応じた交流の場の創出を支援し、人と人とのつながりを広げていくきっかけづくりを進めます。

#### 自助 地域のみなさんで取り組むこと

- 自分の住んでいる地域で新しく転入してきた人や隣近所の人と地域内で日頃から声をかけ合える関係づくりに努めましょう。
- 地区行事や地域の活動への関心を高め、周囲にも声がけして、積極的に参加しましょう。
- 地域の子どもたちに対し行事や活動への参加を促し、親子で地域にふれあう機会を持ちましょう。
- 行政区や老人クラブ、ボランティア友の会、ユニバーサルサポーター等、様々な地域福祉の活動に関心をもち、参加するよう心がけましょう。



#### 互助・共助 地域で取り組むこと

- 身近な地域で、集まる機会を積極的に設けるようにしましょう。
- 地域や行政区で行われている活動や行事等を周知し、参加を促しましょう。
- 地域の実情に沿って町民の多様なライフスタイルを尊重して、地域の活動や行事に参加できるよう進めましょう。
- 誰もが参加しやすいような地域行事や活動を企画し、地域全体の交流が広がる取り組みを行いましょう。
- 地域での福祉活動等で役割が一部のみに偏らず、誰もが参画できるような雰囲気づくり等、役割の多様性を持った企画を考えましょう。
- 幅広い世代が交流できるような地域の活動を企画し、地域の絆を深めましょう。



## 公助 行政で取り組むこと

取組内容	担当課・機関
地域で行われる活動や行事について周知します。	○保健福祉課 ○川崎町地域包括支援センター
町が主催する様々なイベントや世代間交流等の情報を共有し、生涯学習活動への積極的な町民参加を支援します。	○生涯学習課
地域での福祉活動を推進するために、行政区長等と連携し、町民が集う集会所等を整備し、活用を促進します。	○保健福祉課
町内で活動するボランティア友の会やユニバーサルサポーターの活動団体等について、登録への勧奨や広報・周知に努めます。	○保健福祉課

## (2)地域の福祉活動の情報を共有しよう

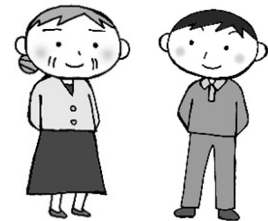
### 方向性

町民が福祉を身近に感じられるよう、また、福祉サービスの利用を必要としている人が容易に情報を入手し、適切なサービスを選択することができるよう、福祉に関する情報の周知が重要です。

町民に対し、福祉に関する情報を積極的に発信し、地域福祉活動に参加するきっかけづくりや福祉サービスを利用している人に適切な情報が行き届くよう情報提供体制の充実を進めます。

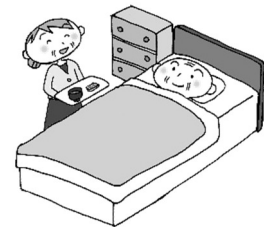
### 自助 地域のみなさんで取り組むこと

- 自分たちの命を守る必要性を踏まえて、災害時や緊急時に対応できるよう、自分の家族の情報について、必要な範囲で、隣近所や行政区長、民生委員・児童委員等の地域で支援に携わる人へ提供し、自分の情報を伝えるよう心がけましょう。
- 地域における防犯情報を共有し、子どもや高齢者等が犯罪に巻き込まれることのないよう防犯に努めましょう。
- 振り込め詐欺や消費者被害に遭わないために、広報紙や報道の情報に関心を持ちましょう。



### 互助・共助 地域で取り組むこと

- 高齢者世帯や認知症高齢者、障がいのある人等の支援を必要とする人たちに対し、見守り活動の充実を図るため、地域住民同士や行政区長、民生委員・児童委員等の間でコミュニケーションを図りながら、情報の共有化に努めましょう。
- 災害時や緊急時に対応できるよう、行政や関係機関と連携し、社会福祉協議会と民生委員・児童委員が作成する緊急連絡カード(安心カード)を配布しましょう。
- 地域の福祉活動や行事等を通じて、身近な地域での情報交換を図るよう努めましょう。
- 防犯関係機関や各団体と連携した啓発活動を通じ、情報の共有を図りながら地域ぐるみの防犯体制づくりに取り組みましょう。





## 公助 行政で取り組むこと

取組内容	担当課・機関
<p>行政区長や民生委員・児童委員等、地域の支援に携わる人と、支援が必要な人たちの情報の共有化が図れるよう努めます。</p>	<p>○保健福祉課</p>
<p>緊急連絡カード(安心カード)の作成を支援し、災害時や緊急時に支援が必要な人の情報共有に努めます。また、避難行動要支援者管理システムを活用し、災害時における社会福祉協議会や民生委員・児童委員等との連携に努めます。</p>	<p>○保健福祉課</p>
<p>防犯対策として、行政区長や民生委員・児童委員等、地域の支援に携わる人や関係機関と連携し、情報の共有に努めます。</p>	<p>○総務課</p>

## (3)災害時等の支え合いを築こう

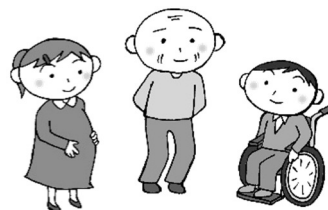
### 方向性

事前に想定することが難しい自然災害の増加等を踏まえ、災害時における日頃の備えの必要性が高まっています。また、安全な暮らしを守るため、子どもや高齢者、障がいのある人への見守り等を通じた防犯活動の充実が必要です。

災害時に避難が困難な人を把握し、地域で助け合いができるよう、防災体制の充実に努めるとともに、各種団体や関係機関と連携した防災体制整備を進めます。

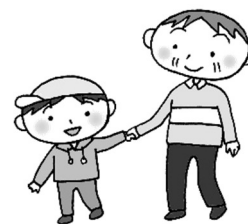
### 自助 地域のみなさんで取り組むこと

- 災害発生時の対応がスムーズに行えるよう、日頃から隣近所との声かけや助け合いを行える関係づくりに努めましょう。
- 災害発生時にすぐに避難できるよう、防災情報に関心を持ち、防災用品や避難場所等の準備や確認をしましょう。
- 災害時の迅速な対応ができるよう、地域の消防団や婦人防火クラブ、自主防災組織、行政区、民生委員・児童委員等と情報の共有をしましょう。



### 互助・共助 地域で取り組むこと

- 地域の消防団や婦人防火クラブ、自主防災組織と行政や関係機関と連携し、災害発生時や緊急時に支援できる体制づくりを構築しましょう。
- 高齢者や障がいのある人等、災害発生時や緊急時に支援を必要とする人の情報を地域で共有し、地域全体で支援できる体制を整えましょう。
- 高齢者や障がいのある人等、支援を必要とする人について、災害発生時や緊急時の支援がスムーズに行えるよう、防災福祉マップを作成し、広報・啓発活動を行い、防災意識を高めましょう。



公助 行政で取り組むこと

取組内容	担当課・機関
日頃より避難準備情報等の伝達情報の在り方を検討し、避難場所等について広報・周知を図ります。	○総務課
消防団や婦人防火クラブ、自主防災組織活動の活性化を図るために、地域や関係機関との連携のもと、情報提供や活動支援に努めます。	○総務課
避難行動要支援者名簿の登録を進めていくとともに、避難行動要支援者管理システムを活用した災害時や緊急時の支援を図ります。	○保健福祉課
町民の防災意識を高めるために、広報紙やホームページへの掲載、防災福祉マップの活用、研修会等を通じて防災についての情報提供や啓発活動を行います。	○総務課

# 第5章 成果指標の設定



本計画の基本目標の進捗状況を示す基準として、町民アンケート調査結果や町の活動実績等を基に成果指標の設定を行います。

## (1)地域の福祉活動が高まる仕組みづくり

項目	令和3年度 (現状値)		令和8年度 (目標値)
今後地域での福祉活動の参加意向の向上	32.4%		54.7%

※町民アンケート調査結果：問21の選択肢「したい（継続していきたい）」と「どちらかといえばしたい」を合算した数値

◆**目標値** 5年間で22.3%の向上

## (2)地域の福祉活動を担う人づくり

項目	令和3年度 (現状値)		令和8年度 (目標値)
地域福祉活動の団体等に登録する人総数の増加	1,052人		1,100人

※登録総数：地域福祉活動の団体等に登録する人の総数

地域福祉活動：主な地域福祉活動の団体等としてユニバーサルサポーター及びボランティア友の会等

◆**目標値** 5年間で48人の増加

## (3)安全・安心な暮らしを支える地域づくり

項目	令和3年度 (現状値)		令和8年度 (目標値)
川崎町の住み良さ感の向上	78.5%		85.0%

※町民アンケート調査結果：問10の選択肢「住みやすい」と「まあまあ住みやすい」を合算した数値

◆**目標値** 5年間で6.5%の向上

# 第6章 計画の推進



## 1. 協働による計画の推進

本計画の推進においては、町民や地域、行政、社会福祉協議会がそれぞれの役割を認識し、取り組みを進めていくことが必要です。地域福祉の充実は、自助・互助・共助・公助の機能が相互に連携・補完・補強し合いながら進めていくことで、その目的に達することができます。それぞれの担い手がそれぞれの役割を果たして協働していくことが、地域福祉の推進には重要となります。

### (1)役割

#### ①町民

福祉に対する関心を持ち、地域の中にある生活課題を発見、共有するとともに、地域の中で連携しながら解決していくことが求められます。

#### ②町内会等の地縁組織

地域の支え合い・助け合いの活動主体（担い手）となるとともに、地域福祉への関心を高め、取り組みを充実させていくことが求められます。

#### ③ボランティア団体、NPO 法人等の多様な民間団体

地域福祉活動の実践や地域の生活課題の解決に向けた柔軟な対応を通じ、地域の支え合い・助け合いの活動主体（担い手）となるとともに、町民に対し、活動参加の機会を提供することが求められます。

#### ④民生委員・児童委員

町民の生活上の様々な相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、地域に密着した活動を通じて支援の必要な人や地域の生活課題を見出し、町や社会福祉協議会と情報を共有し、連携した活動を行うことが求められます。

## ⑤社会福祉法人・民間事業者

多様で質の高いサービスを提供するとともに、長期にわたり経営を安定させ、地域福祉推進の拠点としての役割を果たすことが求められます。

## ⑥川崎町社会福祉協議会

町民の多様な福祉ニーズに対応するため、福祉サービスを提供するとともに、町民と行政や活動団体、専門職等との間をつなぐ役割を担い、また、関係機関と連携して地域福祉を推進することが求められます。

## ⑦行政(川崎町)

川崎町全体の福祉課題を総合的に把握し、国や県と連携しつつ、町民やボランティア等の自主的な活動を促し、地域福祉力の向上を図ります。また、地域における各種団体の活動内容を把握し、相互に連携、協力を図り、団体間の交流や参加意向のある町民と団体の調整を図る等、地域における福祉活動の推進に努めます。

## (2)推進体制

計画の推進にあたり、地域福祉分野の施策と、地域福祉分野以外の施策で関連がある場合、円滑に調整や協力ができるよう、庁内各課との連携や情報共有等を図り、総合的かつ横断的な地域福祉施策の展開に努めます。

また、地域の福祉推進の拠点である社会福祉協議会との連携、協働は不可欠です。今後、社会福祉協議会との連携を一層強化し、福祉活動の充実を図るとともに、社会福祉協議会が行う事業を通じて、関係事業者やボランティア団体等との連携を図り地域福祉活動を推進します。

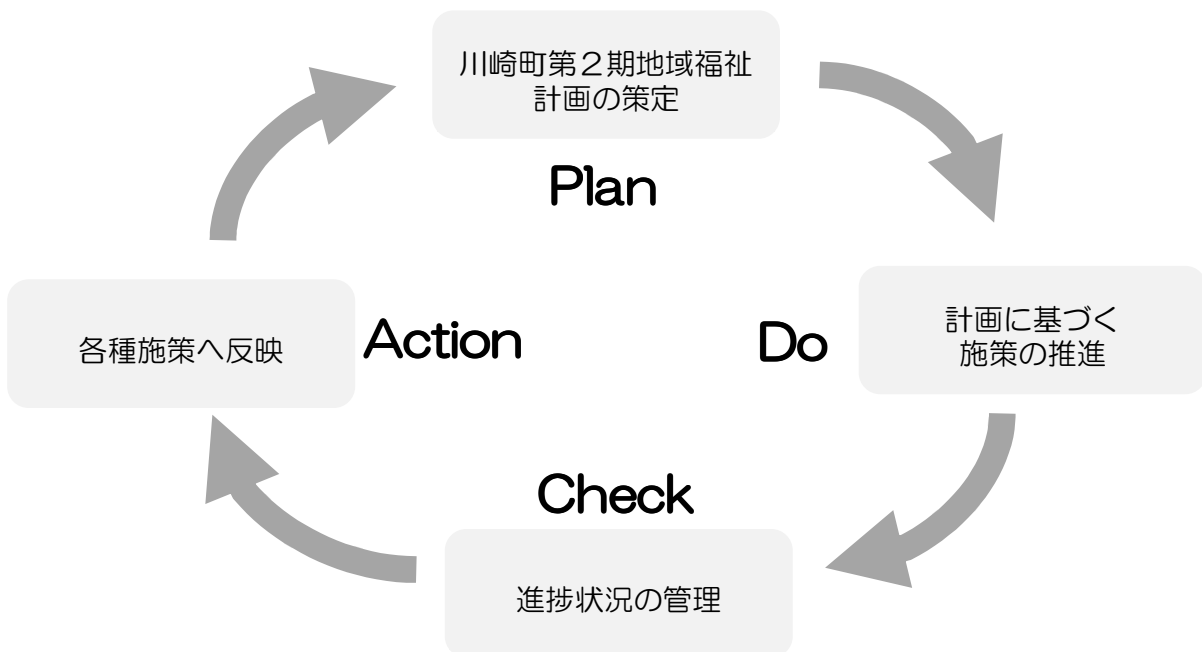
## 2. 評価・進捗管理

### (1) 計画の普及、啓発

本計画を推進するにあたり、計画の目指す地域福祉の方向性や取り組みについて、町民にとってわかりやすい情報提供に努めます。また、本計画の趣旨や内容が町民に十分理解され、協働のもと着実に推進されるよう、広報紙やホームページ等を活用し、普及、啓発に努めます。

### (2) 計画の進行管理

本計画は、令和4年度から5年間で実施する計画であり、社会情勢や国、宮城県、川崎町の施策動向を踏まえ、計画の進行管理を実施します。本計画に基づく取り組みの実施にあたっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえた上で取り組みの充実・見直しを検討する等、PDCA サイクルを確保し、本計画を計画的かつ円滑に推進していきます。





## 1.

### 川崎町第2期地域福祉計画策定委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく川崎町地域福祉計画策定にあたり広く町民の意見を反映させるため、川崎町第2期地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 委員会は、川崎町第2期地域福祉計画の策定に関する事項について協議する。

#### (組織)

第3条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 社会福祉を目的とする事業者
- (3) 福祉関係団体の代表者
- (4) 関係行政機関等の職員

#### (任期)

第4条 委員の任期は、令和4年3月31日までとする。

#### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者を出席させ、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。



(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

## 2.

## 川崎町第2期地域福祉計画策定委員会委員名簿

No.	氏 名	職 名
1	石 川 憲 夫	川崎町行政区長会 会長
2	◎丹 野 誠 一	社会福祉法人川崎町社会福祉協議会 会長
3	○佐 藤 公 一	社会福祉法人鶴寿会 理事長
4	追 木 三 郎	川崎町民生委員児童委員協議会 会長
5	菅 原 邦 子	川崎町老人クラブ連合会 会長
6	北 きなこ	川崎町ボランティア友の会 会長

◎：会長      ○：副会長

任期：令和4年1月13日～令和4年3月31日

### 3.

## 川崎町第2期地域福祉計画策定の経過

開催日時	会 議 等
令和3年11月 1日(月)から 令和3年11月19日(金)まで	川崎町地域福祉に関する町民意識調査実施 対 象:川崎町住民基本台帳登録者の20歳以上の町民1,000人 回収率:45.0%
令和3年11月 2日(火)から 令和3年11月19日(金)まで	各種関係団体ヒアリング調査実施 対 象:川崎町内で活動する主要な福祉関係当事者9団体及び 行政区 22 地区の行政区長
令和4年 1月13日(木)	第1回川崎町第2期地域福祉計画策定委員会 ○協議事項 (1)地域福祉計画策定の趣旨について (2)アンケート調査結果報告書について (3)地域福祉計画の骨子案について (4)今後のスケジュールについて
令和4年 2月14日(月)から 令和4年 2月25日(金)まで	パブリックコメントの実施
令和4年 3月 3日(木)	第2回川崎町第2期地域福祉計画策定委員会 ○協議事項 (1)川崎町第2期地域福祉計画の策定について (2)その他



---

## 川崎町第2期地域福祉計画

発行年月:令和4年3月

発行:川崎町 保健福祉課

〒989-1501

宮城県柴田郡川崎町大字前川字北原 23 番地 1

TEL 0224-84-6008(代表)

FAX 0224-84-6090

---